

稚 内 市

(仮称) 生ごみ中間処理施設整備・運営事業

事業契約書 (案)

平成21年7月21日

稚 内 市
【 】

稚内市(仮称)生ごみ中間処理施設整備・運営事業 事業契約書 (案)

前 文

稚内市(以下「甲」という。)は、稚内市(仮称)生ごみ中間処理施設整備・運営事業(以下「本事業」といい、第5条第1項に定義される。)を実施するにあたり「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。)の趣旨に則り、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、本施設(第1条第48号に定義される。)の設計、建設、運営、維持管理を民間事業者へ一体事業として発注することとした。

甲は、本事業の入札説明書等に従い、総合評価一般競争入札を実施し、最も優れた提案を行った入札参加者〔グループ名〕を落札者として決定し、当該落札者は、入札説明書等に従い本事業を実施するために甲と平成[]年[]月[]日付の基本協定書(以下「基本協定書」という。)を締結し、これに基づき〔特別目的会社名〕(以下「乙」という。)を設立した。

甲と乙は、本事業の実施に関して、次のとおり合意する(以下「本契約」という。)

- 1 事業名 稚内市(仮称)生ごみ中間処理施設整備・運営事業
- 2 事業の場所 北海道稚内市新光町1789番地内
- 3 事業期間 平成22年4月1日～平成39年3月31日 まで
- 4 契約代金額 金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円に金利変動、物価変動、事業量の変動及び制度変更による増減並びに消費税及び地方消費税を加算した額
- 5 契約保証金 保証金額は整備費の10分の1とする。ただし、本規定にかかわらず乙が履行保証保険を付する場合は、第65条による。

上記事業について、甲と乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、以下に定める条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成[]年[]月[]日

甲 稚内市中央3丁目13番15号
稚内市
稚内市長 横田 耕一 印

乙 [住所]
[会社名]
[代表者氏名] 印

目 次

第 1 章 用語の定義	1
第 1 条 (用語の定義)	1
第 2 章 総則	3
第 2 条 (目的)	3
第 3 条 (公共性及び民間事業者による事業の趣旨の尊重)	3
第 4 条 (事業日程)	3
第 5 条 (本事業の概要)	3
第 6 条 (乙の資金調達)	4
第 7 条 (乙の形態)	4
第 8 条 (許認可、届出等)	4
第 9 条 (国庫補助金等申請への協力)	5
第 10 条 (事業用地等)	5
第 11 条 (協議組織の設置)	5
第 3 章 事前調査	5
第 12 条 (事前調査等)	5
第 4 章 本施設の設計	6
第 13 条 (本施設の設計)	6
第 14 条 (設計の変更)	6
第 15 条 (法令変更による設計変更)	6
第 16 条 (設計の完了)	6
第 5 章 本施設の建設	7
第 1 節 総則	7
第 17 条 (本施設の建設)	7
第 18 条 (工事工程表等)	7
第 19 条 (第三者への委託)	7
第 20 条 (乙による工事監理者の設置)	8
第 21 条 (工事現場の安全管理)	8
第 22 条 (建設に伴う周辺調整及び住民対応)	8
第 23 条 (ユーティリティの確保)	9
第 2 節 甲による工事確認	9
第 24 条 (甲による説明要求及び工事現場立会並びに乙の報告等)	9
第 25 条 (中間確認)	9
第 3 節 工期又は工程の変更	9
第 26 条 (工期又は工程の変更)	9
第 27 条 (工事完工の遅延による費用等の負担)	10
第 28 条 (工事の中断)	10
第 29 条 (本件工事において第三者に及ぼした損害)	11
第 4 節 本施設の完工及び引渡し	11
第 30 条 (乙による試運転及び性能試験)	11

第31条	(乙による完成検査)	11
第32条	(甲による本施設等の完工確認)	12
第33条	(甲による完工確認書の発行)	12
第34条	(本施設の引渡し)	12
第35条	(瑕疵担保責任)	13
第6章	本施設の運営及び維持管理	13
第1節	総則	13
第36条	(マニュアルの提出)	13
第37条	(運営・維持管理業務計画書等の提出)	14
第38条	(本施設の運営・維持管理業務体制の整備)	14
第39条	(甲による本施設の運営・維持管理体制の確認)	14
第40条	(遵守事項)	14
第41条	(労働安全衛生管理)	15
第42条	(第三者への委託等)	15
第43条	(運営及び維持管理業務において第三者に及ぼした損害)	15
第44条	(本施設の運営及び維持管理に伴う住民対応)	15
第45条	(運営開始の遅延による費用等の負担)	16
第2節	運営及び維持管理	16
第46条	(運営及び維持管理)	16
第47条	(業務報告)	17
第48条	(稚内市廃棄物最終処分場との施設の供用)	17
第49条	(本施設の修繕及び機器の更新)	17
第50条	(本施設見学者への対応)	17
第51条	(モニタリングの実施)	18
第52条	(業務不履行時の手続)	18
第3節	処理対象物の受入れ	19
第53条	(処理対象物の受入れ及び管理)	19
第54条	(受入処理対象物の性状等の確認)	19
第4節	処理対象物の適正な処理	19
第55条	(処理対象物の適正な処理)	19
第5節	回収エネルギー、副生成物等の利用等	19
第56条	(回収エネルギーの利用)	19
第57条	(最終処分)	20
第58条	(副生成物の有効利用)	20
第6節	緊急時の対応	20
第59条	(事故時等の措置)	20
第60条	(事故時等の運転再開に対する費用負担)	20
第7章	整備・運営委託料の支払い	21
第61条	(整備・運営委託料の支払い)	21
第62条	(整備・運営委託料の改定)	21
第63条	(整備・運営委託料の返還)	21
第64条	(建設一時払金の請求の手続)	21
	第64条の2(整備割賦払金及び運営委託料の請求の手続)	22

第8章 契約保証	22
第65条 (契約保証)	22
第9章 契約期間及び契約の終了	22
第1節 契約期間	22
第66条 (契約期間)	22
第2節 乙の債務不履行による契約の解除	22
第67条 (工事完工日前の契約の解除)	22
第68条 (工事完工日後の契約の解除)	23
第3節 甲の債務不履行による契約の解除	24
第69条 (甲の債務不履行等による契約の解除)	24
第4節 甲による任意解除	25
第70条 (甲による任意解除)	25
第5節 本事業終了に際しての措置	26
第71条 (事業期間終了後の本施設の運営・維持管理)	26
第72条 (本事業終了に際しての措置)	26
第10章 法令変更	27
第73条 (通知の付与)	27
第74条 (協議及び追加費用の負担)	27
第75条 (法令変更による契約の終了)	27
第11章 不可抗力	28
第76条 (通知の付与)	28
第77条 (不可抗力への対応)	28
第78条 (協議及び追加費用の負担)	28
第79条 (不可抗力による契約の終了)	28
第12章 その他	29
第80条 (保険)	29
第81条 (公租公課の負担)	29
第82条 (権利義務の譲渡等)	29
第83条 (経営状況の報告)	30
第84条 (秘密保持)	30
第85条 (融資機関との協議)	30
第86条 (株主構成の変更)	30
第87条 (特許権等の使用)	30
第88条 (著作権)	31
第13章 雑則	31
第89条 (準拠法)	31
第90条 (管轄裁判所)	31
第91条 (疑義についての協議)	31
第92条 (雑則)	31

- 別紙1 事業場所
- 別紙2 整備・運営委託料の支払方法（第1、61、68、69、75、79条関係）
- 別紙3 実施設計図書概要（第1、14条関係）
- 別紙4 事業日程表（第4条関係）
- 別紙5 完工確認事項（第31条関係）
- 別紙6 完工時提出図書（第33条関係）
- 別紙7 瑕疵担保（第35条関係）
- 別紙8 環境保全基準（第40条関係）
- 別紙9 モニタリングの実施（第51条関係）
- 別紙10 業務不履行時の措置及び運営委託料の減額方法（第52条関係）
- 別紙11 処理対象物の性状等（第53条関係）
- 別紙12 副生成物の活用等（第58条関係）
- 別紙13 整備・運営委託料の改定（第62条関係）
- 別紙14 整備割賦払金の償還表（第68、69、79条関係）
- 別紙15 法令変更の場合の費用分担規定（第27、45、74条関係）
- 別紙16 乙が付保する保険（第80条関係）

第1章 用語の定義

(用語の定義)

第1条 本契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「運営委託料」とは、本施設の運営・維持管理の対価として甲から支払われる委託料をいい、固定費及び変動費により構成され、その内訳は別紙2「整備・運営委託料の支払方法」に示す。
- (2) 「運営・維持管理業務」とは、本業務のうち本施設の運営及び維持管理に係る業務をいい、その内容は第5条「業務の概要」に記載される。
- (3) 「運営開始日」とは、運営・維持管理業務が開始される日をいう。
- (4) 「運営開始予定日」とは、平成24年4月1日又は第26条に基づき変更された場合には、その変更後の日をいう。
- (5) 「運営期間」とは、乙が運営・維持管理業務を行う期間で、運営開始日から平成39年3月31日までをいう。
- (6) 「運営費」とは、本施設の運営・維持管理に要する経費をいう。
- (7) 「応募企業」とは、施設の設計、建設、運営及び維持管理の能力を有し、本事業の入札に参画表明した単独の企業をいう。
- (8) 「応募グループ」とは、施設の設計、建設、運営及び維持管理の能力を有し、本事業の入札に参画表明した者で、複数の企業で構成されたグループをいう。
- (9) 「各種事前調査」とは、本施設の設計、建設に関して乙が行う、第12条第1項に規定される調査をいう。
- (10) 「確認」とは、乙が甲に書類の提出等をした場合、甲がその内容を把握し良否を判断した行為をいう。ただし、甲は、確認を行ったことを理由として何ら責任を負うものではない。
- (11) 「整備割賦払金」とは、整備費から建設一時払金を控除した金額を元本とし、別紙2「整備・運営委託料の支払方法」の規定により算定される料金をいう。
- (12) 「処理対象物」とは、甲及び甲が許可する事業者等が本施設に搬入する生ごみ、下水道汚泥、水産廃棄物等及び市民搬入生ごみの総称をいう。
- (13) 「基本協定」とは、甲と落札者の間で平成[]年[]月[]日に締結された稚内市（仮称）生ごみ中間処理施設整備・運営事業基本協定をいう。
- (14) 「協力会社」とは、落札者たる応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、本事業の開始後、乙から直接業務を受託し又は請け負う者をいう。
- (15) 「建設期間」とは、本件工事開始日から工事完工日までをいう。
- (16) 「設計図書」とは、本施設の建設工事に関して第16条に基づき乙が甲に提出して甲の確認を受ける図書の総称をいい、別紙3「実施設計図書概要」に記載された書類から構成される。
- (17) 「工事開始日」とは、本件工事を開始する日をいう。
- (18) 「工事開始予定日」とは、本契約書締結日において本件工事を開始する予定日として定められた日又は第26条に基づき変更された場合には、その変更後の日をいう。
- (19) 「工事工程表」とは、別紙3「実施設計図書概要」における建設工事工程表で、甲の確認を得たものをいう。
- (20) 「工事完工日」とは、甲から乙に本施設の完工確認書が発行された日をいう。

- (21) 「工事完工予定日」とは、平成 24 年 3 月 31 日又は第 26 条に基づき変更された場合には、その変更後の日をいう。
- (22) 「構成員」とは、落札者たる応募グループのうち乙の株主たる者をいう。
- (23) 「工事現場」とは、事業用地のうち、本件工事が行われている場所、工事のための設備が設置されている場所、及び事業用地の搬出入口の周辺道路をいう。
- (24) 「国庫補助金等交付要綱」とは、循環型社会形成推進交付金交付要綱をいう。
- (25) 「固定費」とは、運営委託料のうち、処理対象物の処理量に関係なく、本事業を運営及び維持管理する上で固定的に発生するものをいい、詳細は別紙 2 「整備・運営委託料の支払方法」に規定される。
- (26) 「事業提案書」とは、落札者が入札説明書等に従い甲に提出した、本事業に関する提案が記載された書面の全ての総称をいう。
- (27) 「事業年度」とは、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。
- (28) 「事業用地」とは、本施設を設置し、本事業を行うための土地である北海道稚内市新光町 1789 番地の土地をいう。
- (29) 「市民搬入生ごみ」とは、市民が直接に搬入する生ごみと、甲の許可を受けた一般廃棄物処理業者が搬入する生ごみの 2 形態をいう。
- (30) 「周辺住民」とは、周辺地域に居住する住民をいう。
- (31) 「周辺地域」とは、事業用地に隣接する地域をいう。
- (32) 「整備費」とは、本施設の設計・建設業務の対価に相当する金額をいい、整備割賦払金と建設一時払金により構成され、別紙 2 「整備・運営委託料の支払方法」に示す。
- (33) 「整備・運営委託料」とは、整備費及び運営委託料の総称をいう。
- (34) 「設計・建設業務」とは、本業務のうち本施設の設計及び建設に係る業務をいい、その内容は第 5 条「業務の概要」に記載される。
- (35) 「その他収入」とは、整備・運営委託料以外に、本施設の運転において生じた余剰発生ガスの利用や副生成物の利用について乙による売却等により生じる乙の収入をいう。
- (36) 「第三者」とは、甲及び乙以外のものをいう。
- (37) 「建設一時払金」とは、甲が建設期間において乙による本施設の出来高に応じて事業年度ごとに乙に支払う整備費をいう。
- (38) 「入札説明書等」とは、本事業に関し公表された入札説明書及びその添付書類（事業契約書（案）、基本協定書（案）、要求水準書、事業者選定基準、様式集）並びにこれら資料に対する質問及びこれに対する甲の回答を示した書面の全てをいう。
- (39) 「引渡予定日」とは、乙が第 34 条に基づいて本施設を甲に引き渡す予定の日であり、平成 24 年 3 月 31 日又は第 26 条に基づき変更された場合には、その変更後の日をいう。
- (40) 「不可抗力」とは、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なもの（入札説明書等及び設計図書で定められた水準を超えたものに限る。）をいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれないものとする。
- (41) 「副生成物」とは、本施設での処理に伴い発生する脱水ろ液及び最終残渣等をいう。
- (42) 「閉庁日」とは、稚内市条例で定めた甲の休日をいう。
- (43) 「変動費」とは、運営委託料のうち、処理対象物の処理量の変動に応じて変動するものをいい、詳細は別紙 2 「整備・運営委託料の支払方法」に規定される。

- (44) 「法令等」とは、条約、法律、法令、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、通達、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。
- (45) 「法令変更」とは、法令等またはその解釈が制定、変更又は改廃されることをいう。
- (46) 「本業務」とは、本事業を構成する業務をいい、設計・建設業務及び運営・維持管理業務からなる。
- (47) 「本件工事」とは、本事業における本施設の建設工事をいう。
- (48) 「本施設」とは、本契約、入札説明書等及び事業提案書に基づき乙が事業用地に整備する施設、及び設備の全てをいい、P F I 法に規定される公共施設等として位置づける。
- (49) 「融資機関」とは、本事業を実施するための資金を乙に融資する金融機関をいう。
- (50) 「処理不適物」とは、本施設において中間処理を行うことが困難又は不相当と判断される廃棄物をいう。
- (51) 「落札者」とは、応募企業又は応募グループのうち、事業者選定委員会による最優秀提案者の選定を受けて甲が決定した〔入札参加者名を記入〕をいう。

第2章 総則

(目的)

第2条 本契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業者による事業の趣旨の尊重)

第3条 甲及び乙は、本事業が廃棄物中間処理施設としての公共性を有し、いわゆるP F I 事業として実施されることを理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業日程)

第4条 本事業は、別紙4「事業日程表」に従って実施されるものとする。

(本事業の概要)

第5条 本事業は、本施設の設計及び建設、本施設の完工時における本施設の所有権の譲渡、本施設の運営及び維持管理並びにこれらに付随し関連する一切の業務により構成されるもの（以下、単に「本事業」という。）とし、その内容は以下に規定するものとする。

(1) 本施設の設計及び建設に関する業務

- ・ 事前調査
- ・ 本施設に関する設計
- ・ 国庫補助金等申請等の手続きの実施支援（関連機関等の協議を含む）
- ・ 一般廃棄物処理施設設置許可申請手続
- ・ 生活環境影響調査（甲で実施済みの部分を除く。）
- ・ 着工準備（用地造成・インフラ整備等、整備に伴う各種申請等）
- ・ 本施設に係る建設工事及び建設に伴う各種申請
- ・ 工事監理

- ・試運転業務
- ・本施設の引き渡し
- ・甲が行う近隣対応への協力
- ・その他、本施設の設計及び建設を実施する上で必要な業務

(2) 本施設の運営・維持管理に関する業務

- ・本施設の運営及びその他関連業務
- ・処理施設の運転管理及びその関連業務
- ・処理施設の保守管理、点検修繕
- ・発生ガス等のエネルギー活用
- ・発生残渣等の処理及び活用
- ・**処理不適用物の処理**
- ・ユーティリティ等の調達・管理
- ・環境衛生管理
- ・清掃
- ・除雪
- ・警備
- ・見学者への対応
- ・甲が要請する運転管理データ等の整理への協力
- ・その他、本施設の運営及び維持管理を実施する上で必要な業務

2 乙は、本業務を本契約、入札説明書等及び**事業提案書**に従って遂行しなければならない。

3 本施設の名称は、稚内市生ごみ中間処理施設（仮称）とする。

4 本契約、入札説明書等及び事業提案書の規定に矛盾、齟齬がある場合、本契約、入札説明書等、事業提案書の順にその解釈が優先されるものとする。

5 入札説明書等の各資料間で記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合には、甲及び乙は、協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

(乙の資金調達)

第6条 本事業について、乙のなすべき義務の履行に関する全ての費用は、整備・運営委託料及び本契約に定められている甲が負担すべき他の費用を除き、乙が負担するものとする。

2 本事業に関する乙の資金調達は、本契約に別段の定めがある場合を除き、全て乙が自己の責任において行うものとする。なお、甲は、第85条に規定する融資機関との協議等、乙の資金調達のために合理的な協力を行うものとする。

(乙の形態)

第7条 乙は、本事業の遂行を目的として会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき設立される株式会社とする。

2 乙は甲の事前の承諾なく、本事業、附帯事業及びこれに付随する業務以外の業務を行ってはならない。

(許認可、届出等)

第8条 乙は、本契約上の義務を履行するために必要とされる許認可及び届出（以下「許認可等」という。）について、その責任及び費用において許認可等を申請し、これを取得し又

は届出を行い、これを維持するものとする。許認可等には、本業務の実施に必要な特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の工業所有権の登録あるいはその実施権の取得も含まれるものとする。

- 2 本業務遂行に関連して、乙又はその構成員が単独又は共同でなした発明、考案又は創作については、乙は直ちにこれを書面により甲に通知するものとし、かつ自ら又は構成員をして積極的に特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の工業所有権を出願し又は出願させるよう努力するものとする。
- 3 乙は、一般廃棄物処理を行うために必要な許認可等を、その責任及び費用において取得し、維持するものとする。
- 4 甲は、前項に定める乙の許認可等の取得・維持等に協力するものとする。

(国庫補助金等申請への協力)

第9条 乙は、本事業の実施にあたり、甲が行う国庫補助金等交付要綱に基づき行う国庫補助金等の申請に対し、必要な協力を行わなければならない。

(事業用地等)

- 第10条 甲は、乙に設計・建設期間は、事業用地を無償貸与し、第34条に基づく移転日以降は、事業用地及び本施設を無償貸与するものとする。
- 2 乙は、前項に基づく事業用地及び本施設の使用期間を通じ、善良なる管理者の注意義務をもってこれを使用するものとする。

(協議組織の設置)

第11条 甲及び乙は、本事業に関する協議を行うことを目的とした協議組織を設置することができる。構成メンバー、権限、運営等については、別途甲及び乙の間で覚書を取り交わすものとする。

第3章 事前調査

(事前調査等)

- 第12条 乙は、自らの責任費用において、本施設の設計・建設を実施するにあたり、本契約締結後、必要に応じ次の各号に掲げる各種事前調査を行うものとする。乙は、各種事前調査を行う場合には、甲に事前連絡するものとする。
- (1) 本施設の建設のために必要な測量調査及び地質調査
 - (2) 本件工事が近隣に与える影響（工事用車両進入路の確保も含む。）
 - (3) 本施設の設置に伴う近隣への影響
- 2 甲が本契約締結前に、あらかじめ乙に本施設の事業用地についての情報として提示した資料から合理的に想定できなかった地質障害、大型の地中障害物等が発覚するなど、乙が本契約に従って本件工事を遂行することを妨げる事由が各種事前調査、その他により判明した場合、これらの障害を除去するために必要な追加費用の負担については、甲及び乙が速やかに協議して定めるものとする。

第4章 本施設の設計

(本施設の設計)

第13条 乙は、本契約締結後すみやかに、本契約、入札説明書等、事業提案書及び本契約締結に至るまでのその他の提出書類、並びに甲及び乙の合意事項に基づき、前章に定める事前調査結果を踏まえ、自己の裁量及び責任において、本施設の設計を行うものとし、かつ、第16条に規定する書類を提出するものとする。

2 乙は、本施設の設計にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。

3 乙は、本施設の設計に関する全ての責任（設計上の誤り及び乙の都合による設計変更から生じる増加費用の負担を含む。）を負うものとする。ただし、甲が示す入札説明書等に誤りがあったときは、この限りでない。

4 甲は、必要があると認める場合、乙に対して、設計の進捗状況の報告書、設計図書等の提出を求めることができるものとし、乙は、この求めに応じるなければならない。

(設計の変更)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、事業提案書において意図された設計の範囲内で書面により本施設の設計の変更（設計条件の変更も含む。以下同じ）を乙に対し求めることができる。

2 前項に規定する場合において、本施設の事業費あるいは運営費につき追加的な費用が発生した時には、甲が当該追加的費用相当額を合理的な範囲で負担するものとする。ただし、当該設計変更が乙の責めに帰する事由に基づく場合は、甲が設計図書を確認したか否かに関わらず、乙がその費用を負担する。

3 甲及び乙は、第1項の規定による設計の変更に関し、協議を行う場合、工期の変更の要否、運営開始予定日の変更の有無及びその他関連する事項について定めるものとする。

4 乙は、甲の事前の承認を得た場合を除き、本施設の設計の変更を行うことはできない。

5 前項に従い乙が甲の事前の承認を得て本施設の設計の変更を行う場合、当該変更により追加的な費用が発生したときは、乙が当該追加分を負担するものとする。

6 甲及び乙は、第1項又は第4項に基づく設計変更により、整備費又は運営費が減少した場合には、それぞれ整備費及び運営委託料からかかる減少分相当額が減額されるよう整備費及び運営委託料を改定するものとする。

(法令変更による設計変更)

第15条 乙は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃掃法」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等の法令等の改正により、本施設の設計変更が必要となった場合、当該改正後の法令等に則して必要な設計変更を行うものとする。なお、これに伴い追加費用が発生した場合、又は事業継続が困難となった場合には、第73条及び第74条の規定に従うものとする。

2 前項に基づく設計変更に起因して運営開始予定日の遅延が見込まれる場合、甲及び乙は、協議により運営予定日を変更することができる。

(設計の完了)

第16条 乙は、甲との協議により定める日までに本施設の建設について設計を完了させ、設

計図書

- 2 甲は、前項の規定に基づき提出された設計図書が本契約、入札説明書等、事業者提案書及び関係法令等を遵守しているか否かにつき検討し、提出から 15 日以内に、乙に対して当該設計図書を
- 3 乙は、前項の通知を受けた後 7 日以内に、甲に協議を申し入れることができるものとする。甲は、かかる協議の結果に基づき設計図書の変更が必要と判断した場合には、乙に対して設計変更の指示を行う。また、前項の通知後 7 日目までに乙が甲に対して協議を申し入れなかった場合には、甲が当該日をもって乙に対して設計変更の指示を行ったものとみなす。
- 4 乙は、前項により甲が設計変更の指示を行った日から 30 日以内に、自らの責任及び費用をもって設計図書又は設計を変更し、甲の確認を受けなければならない。
- 5 前項の手續に起因して本件工事の遅延が見込まれる場合、運営開始予定日の変更は、第 26 条の規定に従うものとする。

第 5 章 本施設の建設

第 1 節 総則

(本施設の建設)

- 第 17 条 乙は、本契約、入札説明書等及び事業提案書及び設計図書に従い、本件工事を施工するものとする。
- 2 乙は、本施設を完成するために必要なすべての手段について、自らの責任において定めるものとする。
 - 3 本件工事の開始にあたっては、次に掲げる要件が全て満たされていなければならないものとする。
 - (1) 本施設の建設を開始するために必要な許認可が、乙の責任において取得されていること。
 - (2) 乙は、本件工事の開始前において、甲に対して施工体制を報告すること。
 - 4 本件工事の開始後に施工体制の変更がなされた場合、乙は直ちに甲に対してかかる変更を報告するものとする。
 - 5 乙は、[建築物の建設を担当する事業者の名称]との間で締結する施設の建設に係る請負契約において、[建築物の建設を担当する事業者の名称]が建設する本施設の所有権が乙に原始的に帰属する旨の特約を付すものとする。

(工事工程表等)

- 第 18 条 乙は、第 16 条の規定に基づき甲が確認した設計図書に従って工事工程表を作成し、甲に確認を受け、これに従って本件工事を遂行するものとする。
- 2 乙は、本施設の建設期間中、工事現場に常に工事記録を整備しなければならない。
 - 3 甲は、乙から建築業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の 7 に規定する施工体制台帳及び施工体制にかかる事項について報告を求めることができる。

(第三者への委託)

- 第 19 条 乙は、本施設を建設するにあたり、事前に甲に通知し、承諾を得た場合に限り、本件工事にかかる各種事前調査又は本施設の設計若しくは施工の一部を第三者に委託し又は

請け負わせる（以下「委託等」という。）ことができるものとする。ただし、委託等される者が、構成員又は協力会社の場合は、かかる甲への事前の承諾は不要とし、乙による甲への事前の通知により委託等を行うことができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により第三者へ委託等した場合において、当該各種事前調査又は本施設的设计若しくは施工の一部について当該第三者がさらに他の第三者に委託等するときは、甲に対して、事前にその旨を通知しなければならない。
- 3 前2項の規定に基づく第三者への委託等は、全て乙の責任において行うものとする。
- 4 乙は、委託等を行う第三者を変更する場合、前3項の規定に従うものとする。

（乙による工事監理者の設置）

第20条 乙は、本件工事に着工する前に、自らの責任及び費用により事業実施場所に工事監理者を設置し、設置後すみやかに甲に対して当該設置にかかる事実確認を証する書類を提出するものとする。

- 2 前項の工事監理者は、本施設の建設業務を行うものと同一のもの又は資本面若しくは人事面において関連のあるものであってはならない。
- 3 乙は、甲が要請したときは、工事監理の状況を随時報告するものとする。
- 4 乙は、工事監理者が工事監理を行い、かつ、本条の規定を遵守する上で必要となる協力を行うものとする。

（工事現場の安全管理）

第21条 乙は、工事現場における安全管理及び警備等に努めるものとする。

- 2 本件工事の施工に関し、乙、構成員若しくは協力会社の労働者が災害を被り又は建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用が発生した場合、不可抗力事由又は甲の責めに帰すべき事由に起因する追加費用として甲が負担すべき場合を除き、当該追加費用は乙が負担する。

（建設に伴う周辺調整及び住民対応）

第22条 乙は、本契約締結日から**本件工事**の着工までの間に、自己の責任及び費用において、本件工事により周辺住民が受ける生活環境への影響を検討し、合理的に要求される範囲の内容について周辺住民との調整（以下「周辺調整」という。）を実施する。

- 2 前項に定める周辺調整の実施について、乙は、甲に対して事前に内容を報告するとともに、その結果について報告するものとする。
- 3 乙は、甲の承諾を得ない限り、周辺調整の不調を理由として第5条に規定された業務内容の変更をすることはできない。
- 4 周辺調整の結果、乙に生じた費用（工事完工予定日が変更されたことにより発生した費用も含む。）については、乙が負担するものとする。ただし、甲が設定した条件に直接起因するものについては、甲が負担するものとする。
- 5 甲は、本事業全般にわたって住民対応の窓口となるものとする。対応策の実施については、建設期間中は乙が合理的な範囲でこれを実施するものとし、その範囲については甲及び乙で協議の上定めるものとする。
- 6 甲は、本事業の実施そのものに反対することを目的とする苦情等について、責任をもってこれに対処するものとする。

7 前2項の規定に関わらず、乙に住民から苦情等が申し入れられた場合には、乙は、甲に対して、直ちに内容を報告するとともに、乙自身で責任をもってこれに対処し、その結果について甲に報告するものとする。ただし、乙は、かかる処理の決定及び実施に関して、必要に応じて甲に対して協議を申し入れることができるものとし、甲は合理的な範囲で乙に必要な協力を行うものとする。

(ユーティリティの確保)

第23条 乙は、自らの責任と費用において、入札説明書等に従い本業務を行うために必要な電力、ガス、水道、電話の確保及び下水道への接続を関係者と十分な調整の上、行うものとする。

第2節 甲による工事確認

(甲による説明要求及び工事現場立会並びに乙の報告等)

第24条 甲は、工事施工時のモニタリングとして、本施設が設計図書に従い建設されていることを把握するため、本施設の建設状況その他について、乙に説明・報告を求め、又は工事現場への立会、工事監理、工事進捗状況につき、確認を行うことができる。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行う。また、甲は、自らの費用負担において、本件工事の期間中、乙に対する事前の通知を行うことなく、**随時**、工事現場に立ち会い、施工状況の確認を行うことができる。

3 甲は、本件工事の開始前及び本件工事中、随時、本件工事について乙に対し質問をし、及び説明を求めることができる。乙は、甲からかかる質問又は説明の求めを受けた場合、すみやかにこれに対応しなければならない。

4 乙は、前2項に定める甲の説明要求、工事現場への立ち会いについて最大限の協力を行うものとし、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行うものとする。本件工事を第三者に委託している場合には、当該第三者をして協力させるものとする。

5 乙は、本施設の建設の進捗状況に関し、甲に報告するものとする。

(中間確認)

第25条 甲は、本施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、**建設期間中**、工事施工時のモニタリングとして必要な事項に関する中間確認を自らの費用で実施する。この場合、その内容について、事前に甲及び乙で協議するものとする。**なお**、甲は、工事現場に立ち会いの上、中間確認を行うことができるものとする。

2 甲は、中間確認の結果、建設状況が本契約、設計図書及び本契約締結に至るまでの合意事項、**事業提案書**の内容に客観的に相違があると合理的に判断した場合、乙に対してその是正を求めるものとし、乙はこれに従うものとする。

第3節 工期又は工程の変更

(工期又は工程の変更)

第26条 甲又は乙は、工期又は工程の変更が必要となる恐れが生じた場合は、その旨を相手方に通知しなければならない。

2 甲及び乙は、前項の通知の後すみやかに、工事完工予定日までに本施設が完工できるような方策について協議するものとする。

- 3 甲又は乙は、工期又は工程の変更を求める場合は、変更の理由及び当該理由を生じさせた原因の詳細を相手方に通知するものとする。
- 4 次に掲げる事由の発生を理由として、工事工程表に記載された工事工程に遅延が生じる場合には、甲及び乙の合意により、工事工程、工事完工予定日及び運営開始予定日を合理的な範囲で変更することができるものとする。
 - (1) 不可抗力の発生
 - (2) 第 28 条第 1 項に基づく、甲の判断による工事中断
 - (3) 法令等の変更
 - (4) 本契約中において特に定める事由
 - (5) 前各号に定めるもののほか、甲及び乙が工期又は工事工程表に記載された工事工程の変更の必要があると認めた場合
- 5 本施設の一般廃棄物処理施設としての設置許可申請の取得日が、乙の責めに帰すべき事由により取得予定日より遅れたこと等の許認可申請及び各種届出にかかる工期の変更は、乙の責めに帰すべき事由による工期の変更とみなすものとする（ただし、乙の責めに帰すべき事由でない場合は、この限りでない。）。

（工事完工の遅延による費用等の負担）

第 27 条 乙は、自らの責めに帰すべき事由により、工事完工日が工事完工予定日より遅れた場合は、その遅延に起因して工事完工日までに甲が負担した増加費用及び工事完工予定日における本施設未完成部分相当額につき、遅延日数に応じ年 3.6%の割合で計算した遅延損害金を甲に支払うものとする。この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。また、甲は、乙に対する当該遅延損害金支払債権と、乙が甲に対して有する整備費支払債権とを、対等額で相殺することにより決済することができる。

- 2 甲の責めに帰すべき事由により、工事完工日が工事完工予定日より遅れた場合、甲は、当該遅延に伴い乙において生ずる損害及び費用を負担するものとし、甲と乙との間の協議により決定されるところに従って、乙に対してこれを支払うものとする。ただし、当該遅延が法令変更又は不可抗力によるときは、当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害及び費用に相当する額のうち第 74 条又は第 78 条に定めるところの負担割合により算出される額は、乙がこれを負担するものとする。
- 3 本契約の定めるところに従って工事完工予定日に変更された場合には、前 2 項の遅延損害金は、甲と乙とが合意の上変更した工事完工予定日より遅れたときに、発生するものとする。

（工事の中断）

第 28 条 甲は、次に掲げる事項が発生した場合、かかる事態を直ちに解消することが不可能であると合理的に判断した場合には、乙に対して工事の全部又は一部の施工の中断を指示することができる。この場合、乙は、本件工事を中断し、甲から中断の解除通知があるまで工事の全部又は一部の施工を再開することができないものとする。

- (1) 乙による本件工事の実施が本契約、入札説明書等、事業提案書、設計図書又は法令等に違反している場合
- (2) 甲が本件工事の保安上又は周辺住民の健康上若しくは周辺地域の環境保全上、本件工事の中断が必要であると認めた場合

- (3) 前2号の規定に定めるもののほか、本件工事を中断すべき緊急の事由が生じた場合
- 2 乙は、自らの責めに帰さない事由により工事中断がなされている場合において、中断の原因たる事由が消滅したときは、甲に対し工事中断の解消及び当該中断により生じる工事工程の見直しについて協議を求めることができるものとする。この場合において、乙は、当該協議にもかかわらず、甲が90日以上**本件工事**の再開を通知しないときには、甲に書面で通知して、本契約を解除することができるものとする。
- 3 乙は、前項後段に規定する場合、第69条**第4項**の規定を準用して、乙が被った損害（前項に定める中断解消等に関する協議の開始日以降に乙が負担した費用、本施設の出来高部分に相応する代金を含む。）の賠償を甲に求めることができるものとする。

（本件工事において第三者に及ぼした損害）

- 第29条 乙は、自らの責めに帰すべき事由により、本件工事の施工において第三者に損害を及ぼした場合、当該損害額を当該第三者に対して賠償しなければならない。
- 2 前項以外の事由により、本件工事の施工において第三者に損害を及ぼした場合（通常避けることのできない、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気等を含む。）については、甲及び乙は協議を行い、当該損害額にかかる両者間の負担割合を決定するものとする。
- 3 前項の損害額の支払い方法は、まず乙が当該損害額を当該第三者に対して支払うものとし、甲は、乙からの請求に基づき、前項の協議により決定した負担割合相当額を乙に対して支払うものとする。ただし、前項後段の協議により、乙の負担割合が0である場合は、甲は第三者に対して直接支払いを行うものとする。

第4節 本施設の完工及び引渡し

（乙による試運転及び性能試験）

- 第30条 試運転及び性能試験は、次により行うものとする。
- (1) 乙は、本施設の無負荷運転を確認し、試運転を行うに足る施設が整備された時点で、甲にその旨通知するものとする。
- (2) 乙は、試運転及び性能試験の要領を記載した試運転要領書及び性能試験要領書を作成し甲の確認を受けた上で、自らの費用負担により試運転要領書に従い、本施設のプラント部分の試運転を開始するものとする。
- (3) 前号の試運転要領書及び性能試験要領書は、入札説明書等で必要とされている要件を満たすものでなければならない。
- (4) 乙は、試運転開始後、プラント部分の稼働が安定し、性能試験を行うに十分な状態を達成したときは、その旨を甲に通知するものとする。
- (5) 乙は、前号の規定による通知を行った後、自らの費用負担により、性能試験要領書に従って、性能試験を行うものとする。なお、性能試験の詳細については、要求水準書の内容を踏まえ、甲及び乙の協議により決定する。

（乙による完成検査）

- 第31条 乙は、自らの責任と費用において、性能試験終了後、本施設が**設計図書**に従い建設されているかどうかを確認することを目的として、平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日までに、本件工事の完工検査、並びに本事業の運営に必要な備品が整備されているかについての検

査（以下、「完工検査」を含む概念として「完成検査」と総称する。）を行うものとする。ただし、甲及び乙は、第 26 条の規定により工事工程が変更された場合、当該期日の変更について協議するものとする。

- 2 乙は、本施設の完成検査の日程を事前に甲に対して通知するものとする。
- 3 甲は、乙が第 1 項の規定に従い行う完成検査へ自らの費用で立ち会うことができるものとする。
- 4 乙は、完成検査に対する甲の立会いの有無を問わず、甲に対して完成検査の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。
- 5 乙は、甲に対し、前項の報告後すみやかに、別紙 5 に定める竣工図書を提出するものとする。

（甲による本施設等の完工確認）

第 32 条 甲は、乙から前条第 4 項に規定する報告を受けた場合、本施設が設計図書に従い建設されていることを確認するため、報告を受けた日から 14 日以内に、完工確認を行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

- 2 完工確認の具体的な方法は、事前に甲と乙との協議により定めるものとする。
- 3 甲は、完工確認の結果、本施設の状況と、本契約、入札説明書等、事業提案書又は設計図書の内容との間に相違があると合理的に確認した場合、文書により通知し、乙に対してその是正を求めることができる。乙は、かかる通知を受けた場合、甲に協議を申し入れることができる。乙がかかる協議、相違の有無の検討等に要した費用は、乙の負担とする。
- 4 前項の協議又は是正に起因して、本件工事の完工確認が工事完工予定日より遅れることが見込まれる場合には、第 26 条及び第 27 条の規定に従うものとする。

（甲による完工確認書の発行）

第 33 条 甲は、次に掲げる要件を全て満たしていることを確認した場合、乙に対して完工確認書の発行を行うものとする。

- (1) 第 30 条に規定する性能試験の合格又は第 32 条の規定に基づく確認を行い、本施設が設計図書に従い建設されていること。
- (2) 本契約、入札説明書等及び事業提案書に従い本施設の運営が可能であること。
- (3) 乙から甲へ別紙 6 「完工時提出図書」が提出されていること。
- (4) 乙から甲へ第 36 条に規定する運営・維持管理マニュアルが提出され、甲の確認を得ていること。
- (5) 第 39 条に規定する運営・維持管理業務体制について甲の確認を得ていること。

（本施設の引渡し）

第 34 条 乙は、甲が完工確認書を乙に交付した場合、すみやかに本施設を甲に引渡し、所有権を移転するものとする。このとき、本業務を行うために必要な電力、ガス、水道、電話、下水道等のユーティリティに関する所有権その他の権利も甲へ移転するものとする。譲渡された本施設について、甲が建物保存登記する場合、乙はこれに協力するものとする。

- 2 甲は、前項の引渡し以降においても、乙が本施設の運営に必要な備品を本施設内又は事業用地上に置くことを認める。

(瑕疵担保責任)

- 第 35 条 本施設に瑕疵があるときは、甲は、本施設の引渡しを受けてから別紙 7「瑕疵担保」に規定された期間が経過するまでの間は、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵を修補するよう文書により請求することができ、この場合乙は直ちに修補を行うものとする。また、乙が、同期間内に本施設に瑕疵を発見したときは、甲に文書により通知するものとする。ただし、当該瑕疵が甲の責めに帰すべき事由により発生したものである場合には、この限りではない。なお、本施設において発生する不具合事象のうち、通常の経年的な劣化により生ずるものは本条の瑕疵には含まないものとする。
- 2 乙は、前項の通知を受領した場合、甲に対して協議を申し入れることができる。乙がかかる協議、瑕疵の有無の検討等に要した費用は、乙の負担とする。
- 3 甲は、〔プラント建設を担当する事業者の名称〕あるいは〔建築物の建設を担当する事業者の名称〕をして、瑕疵の修補をさせることができない場合には、第三者をして当該瑕疵を修補させるものとする。ただし、甲は合理的な理由があるときは、第三者をして当該瑕疵を修補することができるものとする。
- 4 第 1 項及び第 3 項の場合、乙は当該瑕疵に起因して甲が被った一切の損害（前項ただし書きに基づき甲が当該瑕疵を修補するために使用した第三者に対して支払うべき報酬及び費用相当額を含む。）を賠償しなければならない。
- 5 乙は、本条に基づく乙の債務を甲に対して保証する旨を規定した保証書を、〔プラント建設を担当する事業者の名称〕及び〔建築物の建設を担当する事業者の名称〕から徴収し、工事完工日までに甲に差入れるものとする。

第 6 章 本施設の運営及び維持管理

第 1 節 総則

(マニュアルの提出)

- 第 36 条 乙は、本施設の運営開始予定日の 30 日前までに、本契約、入札説明書等及び事業提案書に従って安定した運転、本施設の保全及び職場の安全を保つために必要なマニュアル（以下「運営・維持管理マニュアル」という。）を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、運営・維持管理マニュアルの作成にあたっては、甲の方針や施策と整合を図ることに留意しなければならない。
- 3 甲は、第 1 項の規定に基づき提出された運営・維持管理マニュアルが本契約、入札説明書等、事業提案書及び関係法令等を遵守しているか否かにつき検討し、提出から 14 日以内に、乙に対して当該運営・維持管理マニュアルに問題がない旨を又は違反等がある旨を不適切な部分及び理由を指摘して、通知するものとする。
- 4 乙は、前項の通知を受けた後 7 日以内に、甲に協議を申し入れることができるものとする。甲は、かかる協議の結果に基づき運営・維持管理マニュアルの変更が必要と判断した場合には、乙に対して運営・維持管理マニュアルの変更の指示を行う。また、前項の通知により当該運営・維持管理マニュアルの違反等を指摘した場合において、通知後 7 日目までに乙が甲に対して協議を申し入れなかった場合には、甲が当該日をもって乙に対して、違反等を是正するための運営・維持管理マニュアルの変更の指示を行ったものとみなす。
- 5 乙は、前項による甲の運営・維持管理マニュアルの変更の指示を受けた日から 14 日以内

に、自らの責任及び費用をもって運営・維持管理マニュアルを変更し、甲の確認を得なければならない。

- 6 前項記載の運営・維持管理マニュアルの変更、またはそれ以外の運営期間中における運営・維持管理マニュアルの改定若しくは変更にあたっては、第2項の規定に従うものとする。

(運営・維持管理業務計画書等の提出)

第37条 乙は、運営・維持管理業務の開始にあたり、運営開始予定日の30日前までに、本契約、入札説明書等、事業提案書及び本契約締結に至るまでの合意事項に基づき、運営期間を通じた**運営・維持管理業務計画書**を作成して、甲に提出し、甲の確認を得なければならない。

- 2 乙は、事業年度毎に、運営・維持管理業務の年間運営・維持管理業務計画書を作成の上、甲に提出し、甲の確認を得なければならない。
- 3 **運営・維持管理業務計画書**及び年間運営・維持管理業務計画書の記載事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。
- 4 乙は、要求水準書に定められた所要の性能及び機能を保つため、要求水準書、運営・維持管理業務計画書、年間運営・維持管理業務計画書（以下これらを総称して「業務計画書等」という。）に従って運営・維持管理業務を実施するものとする。

(本施設の運営・維持管理業務体制の整備)

第38条 乙は、第34条に規定する本施設の引渡しに先立ち、本施設の運営・維持管理業務の実施に必要な人員を確保し、かつ運営・維持管理業務の実施に必要な、教育訓練、研修等を完了するものとする。

(甲による本施設の運営・維持管理体制の確認)

第39条 乙は、前条に規定する教育訓練、研修等を完了し、かつ運営・維持管理業務に関する**事業提案書の水準**に従って本施設の運営・維持管理業務を実施することが可能となった段階で、甲に対して通知を行うものとする。

- 2 甲は、乙から前項に規定する通知を受けた場合、本施設の運営開始に先立ち、本施設の運営及び維持管理の体制を確認するため、本施設内に立入調査し、乙に報告を求めることができる。なお、乙は、甲による調査に最大限協力しなければならない。
- 3 前項に規定する確認の結果、甲は、本施設の運営又は維持管理の体制が、関係法令等、本契約、入札説明書等及び事業提案書に基づく条件を満たしていないと判断したときは、乙に対して、改善措置を講ずることを求めることができる。この場合において、甲は、乙に対して確認のために必要な行為、作業等を求めることができるものとする。
- 4 乙は、前項の場合において、甲に協議を申し入れることができるものとする。
- 5 乙は、運営・維持管理業務に従事する者（以下「従事職員」という。）の名簿を甲に提出し、従事職員の異動があった場合は、その都度報告しなければならない。
- 6 甲は、従事職員がその業務を行うのに不相当と認められる時は、その事由を明記して、乙に対しその交替を請求することができる。

(遵守事項)

第40条 乙は、運営期間を通じて、本契約、入札説明書等、事業提案書に従って、運営・維

持管理業務を遂行しなければならない。

- 2 乙は、運営期間を通じて、別紙8「環境保全基準」に規定する環境保全基準を遵守し、本事業を遂行しなければならない。
- 3 乙は、運営期間を通じて、自らの責任と費用において、第36条に規定する運営・維持管理マニュアルに従って本施設の運転方法等を遵守しなければならない。
- 4 乙は、運営期間を通じて、善良なる管理者の注意義務をもって、本施設の運営・維持管理業務並びにこれに附帯する業務を実施しなければならない。
- 5 乙は、運営期間を通じて、本契約上の義務を誠実に履行するものとし、甲が乙の本契約上の義務の不履行があることを合理的に確認した場合には、第52条に規定する業務不履行の手続きに従うものとする。

(労働安全衛生管理)

第41条 乙は、本施設の運営期間を通じて、関係法令等を遵守し、本契約、入札説明書等及び事業提案書に従って、労働安全衛生の管理に努めなければならない。

(第三者への委託等)

- 第42条 乙は、本施設の運営・維持管理業務を実施するに当たり、事前に甲に通知し、甲の承諾を得た場合に限り、本施設の運営・維持管理業務の一部を第三者に委託等することができるものとする。ただし、第三者が構成員又は協力会社の場合は、かかる甲の事前の承諾は不要とし、乙による甲への事前の通知により委託等を行なうことができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定により第三者へ委託等した場合において、本施設の運営及び維持管理について当該第三者がさらに他の第三者に委託等するときは、甲に対して事前にその旨を通知しなければならない。
 - 3 前二項の規定に基づく第三者への委託等は、全て乙の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、乙の責めに帰すべき事由とみなす。
 - 4 乙は、委託等を行う第三者を変更する場合、前3項の規定に従うものとする。

(運営及び維持管理業務において第三者に及ぼした損害)

- 第43条 乙は、自らの責めに帰すべき事由により、運営・維持管理業務において第三者に損害を及ぼした場合、当該損害額を当該第三者に対して賠償しなければならない。
- 2 前項以外の事由により、運営・維持管理業務において第三者に損害を及ぼした場合（通常避けることのできない、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気等を含む。）については、甲及び乙は協議を行い、当該損害額にかかる両者間の負担割合を決定するものとする。
 - 3 前項の損害額の支払い方法は、まず乙が当該損害額を当該第三者に対して支払うものとし、甲は、乙からの請求に基づき、前項の協議により決定した負担割合相当額を乙に対して支払うものとする。ただし、前項後段の協議により、乙の負担割合が0である場合は、甲は第三者に対して直接支払いを行うものとする。

(本施設の運営及び維持管理に伴う住民対応)

第44条 甲は、本事業全般にわたって住民対応の窓口となるものとする。対応策の実施については、運営期間中乙が合理的な範囲でこれを実施するものとし、その範囲については甲

及び乙で協議の上定めるものとする。

- 2 甲は、本事業の実施そのものに反対することを目的とする苦情等について、責任をもってこれに対処するものとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、乙に住民から苦情等が申し入れられた場合には、乙は、甲に対して、直ちに内容を報告するとともに、乙自身で責任をもってこれに対処し、その結果について甲に報告するものとする。ただし、乙は、かかる処理の決定及び実施に関して、必要に応じて甲に対して協議を申し入れることができるものとし、甲は合理的な範囲で乙に必要な協力を行うものとする。

(運営開始の遅延による費用等の負担)

第45条 乙の責めに帰すべき事由によって、第27条に規定する工事完工の遅延に起因する場合を除き、運営開始予定日に本施設の運営開始が遅延した場合、乙は、運営開始予定日から実際に本施設の運営が開始された運営開始日までの期間(両日を含む。)において、甲が負担した増加費用及び損害に相当する額を負担するとともに、あわせてかかる増加費用及び損害額につき年3.6%の割合で計算した遅延損害金を甲に対して負担するものとする。また、甲は、乙に対する当該遅延損害金支払債権と、乙が甲に対して有する整備費支払債権とを、対等額で相殺することにより決済することができる。

- 2 甲の責めに帰すべき事由によって、第27条に規定する工事完工の遅延に起因する場合を除き、運営開始予定日に本施設の運営開始が遅延した場合、甲は、当該遅延に伴い乙において生ずる合理的な損害及び費用を負担するものとし、甲と乙との間の協議により決定されることに従って、乙に対してこれを支払うものとする。ただし、当該遅延が法令変更又は不可抗力によるときは、当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害及び費用に相当する額のうち、法令変更によるときは第74条又は、不可抗力によるときは第78条の定めるところの負担割合により算出される額は、乙がこれを負担するものとする。
- 3 本契約の定めるところに従って運営開始予定日が変更された場合には、前2項の遅延損害金は、甲と乙とが合意の上変更した運営開始予定日より遅れたときに、発生するものとする。

第2節 運営及び維持管理

(運営及び維持管理)

第46条 乙は、本事業を滞りなく遂行できるように、関係法令等、本契約、入札説明書等、事業提案書及び本契約締結に至るまでの合意事項に従って、運営・維持管理業務を実施するとともに、その機能を維持するために必要となる本施設の修繕、改良等の適切な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、合理的な理由がある場合、甲と協議の上、要求水準書、事業提案書又は第37条第1項に規定される運営・維持管理業務計画書(以下「運営・維持管理業務計画書」という。)に規定された運営及び維持管理の方法を変更することができる。この変更に起因して乙の費用の増減が生じたときは、甲及び乙が協議の上、負担割合について定めるものとする。
- 3 甲は、乙に対し、要求水準書、事業提案書又は運営・維持管理業務計画書に規定された運営及び維持管理の方法の変更を求めることができる。変更を求める場合、事前に乙に対して通知の上、その対応について乙の合意を得るものとする。
- 4 前項の変更が甲の事情による場合で、この変更に起因して本施設の運営費につき追加的な

費用が発生したときには、甲が当該追加費用を合理的な範囲で負担するものとする。

- 5 第3項の変更が甲及び乙の責めに帰すことのできない事由による場合で、この変更に起因して乙に追加的な費用が生じたときは、甲及び乙が協議の上、負担割合につき定めるものとする。
- 6 甲は、第2項又は第3項に基づいて本施設の運営及び維持管理の方法が変更され、これにより運営費が減少した場合、運営委託料からかかる減少分相当額を減額するものとする。

(業務報告)

- 第47条 乙は、入札説明書等に基づき、運営・維持管理業務の履行結果を正確に記載した業務日誌、業務月報、四半期報告書及び年間報告書を、業務報告書（以下これらを「業務報告書」と総称する。）として作成する。業務報告書の記載事項は、**運営・維持管理業務計画書**をもとに、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。
- 2 乙は、第1項に規定される四半期報告書を、四半期終了後すみやかに、甲に対して提出するものとする。なお、第1四半期は4月から6月、第2四半期は7月から9月、第3四半期は10月から12月、第4四半期は1月から3月とする。
 - 3 乙は、第1項に規定される年間報告書を、当該事業年度終了後60日以内に、甲に対して提出するものとする。
 - 4 乙は、第1項に規定されている報告書の提出のほか、事業用地の中で発生した事故、第三者又は周辺住民からの苦情等、当該苦情等への対応など、甲への報告が必要な事項については、随時報告を行うものとする。

(稚内市廃棄物最終処分場との施設の供用)

- 第48条 本事業の実施にあたって、甲は乙に稚内市廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）の計量器及び本施設への搬入車両の走行経路として敷地の一部を使用させるものとする。当該使用によって生じる費用は甲の負担とする。
- 2 甲は、計量器の供用を行うにあたって、乙が本施設の管理運営に必要なデータ等を提供する。提供する内容等については、甲、乙及び最終処分場を運営するPFIヤム・ワッカ・ナイ株式会社の三者で協議の上、定める。

(本施設の修繕及び機器の更新)

- 第49条 乙は、本契約、入札説明書等、事業提案書及び業務計画書等に従い、本施設の修繕及び機器の更新を、自らの責任と費用において実施するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により本施設の修繕及び機器の更新を行った場合、甲は、これに要した一切の費用を負担するものとする。
- 2 乙が施設の修繕及び機器の更新を行い、完工時提出図書に変更を及ぼす場合については、改定した設計図、施工図等の書面を甲に対して提出し、確認を受けるものとする。

(本施設見学者への対応)

- 第50条 甲は、本施設の見学希望者の窓口となり受付を行うものとする。
- 2 乙は、施設の運営の支障とならない限り、見学者への対応を行うものとする。甲は、可能な範囲内で乙に協力するものとする。
 - 3 乙は、施設見学者への説明等を行うとともに、見学者が安全に見学できるように配慮する

など、本施設の見学者の対応業務を適切に行うものとする。

- 4 乙は、見学者への説明に必要な調度品類等を設置するとともに、事業概要を説明するリーフレット等を作成し、適宜見学者に配布するものとする。

(モニタリングの実施)

第 51 条 甲は、自らの費用負担において、本施設の運営・維持管理業務に関して、要求水準書が規定するサービスが提供されていることを確認するため、別紙 9「モニタリングの実施」に従い、定期的なモニタリング（以下「定期モニタリング」という。）を行うものとする。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、必要と認める場合には随時、本施設の運営・維持管理業務について、運営期間中、乙に事前に通知した上で、乙に対して説明を求め又は本施設においてその運営及び維持管理状況を立会の上確認することができるものとする（以下「随時モニタリング」という。）。
- 3 甲は、乙の機密事項に属する事項を除き、定期モニタリング及び随時モニタリング（以下「モニタリング」と総称する。）の結果を公表することができるものとする。

(業務不履行時の手続)

第 52 条 甲は、第 2 項以下のとおり、別紙 10 に従って、業務不履行時の手続をとるものとする。

- 2 甲は、乙に対して、次の各号に該当する場合には、本施設の安全性、環境保全その他の観点から、施設の稼働を停止させ、当該事象を是正改善する措置（以下「停止改善措置」という。）を取るよう指示する。
 - (1) 定期モニタリングの結果、運営・維持管理業務の内容が要求水準を満たさず、本施設の停止改善措置が必要であると甲が判断した場合。
 - (2) 本事業の遂行に重大な影響を及ぼす事故等が発生し、随時モニタリングを実施した結果、本施設の停止改善措置が必要であると甲が判断した場合。
また、事業の遂行に重大な影響を及ぼす事故等の発生により、乙の判断で本施設の全部又は一部を停止し、甲が随時モニタリングを実施して、その停止状態を確認した場合においても停止改善措置の手続きを行うものとする。
- 3 甲は、乙に対して、次の各号に該当する場合には、本施設の稼働を継続しつつ改善措置（以下「継続改善措置」という。）を取るよう指示する。
 - (1) 定期モニタリングの結果、運営・維持管理業務の内容が要求水準書を満たしていないものの、本施設の稼働を継続できると甲が判断した場合。
 - (2) 事故等が発生し、随時モニタリングを実施した結果、その影響が軽微なため本施設の稼働を継続できると甲が判断した場合。
- 4 前 2 項による改善措置の通告対象は、環境保全基準の不遵守、予定業務の未実施及びその他甲が改善の必要があると判断した事象とする。
- 5 甲及び乙は、停止改善措置又は継続改善措置のそれぞれに応じ別紙 10「業務不履行時の措置及び運営委託料の減額方法」に規定する業務不履行による運営委託料の減額を含む手続を行うものとする。

第3節 処理対象物の受入れ

(処理対象物の受入れ及び管理)

第 53 条 甲は、自らの責任と費用において、処理対象物を乙の指定する受入設備へ搬入するものとし、乙は、処理対象物を、適切に管理するものとする。

2 乙は、合理的な理由がある場合、甲と協議の上、要求水準書、事業提案書又は**運営・維持管理業務計画書**に規定された運営及び維持管理の方法を変更することができる。この変更起因して乙の費用の増減が生じたときは、甲及び乙が協議の上、負担割合について定めるものとする。

(受入処理対象物の性状等の確認)

第 54 条 乙は、本施設の適切な管理のため、本施設に搬入される処理対象物の量及び性状の把握を、自らの費用負担で行わなければならない。

第4節 処理対象物の適正な処理

(処理対象物の適正な処理)

第 55 条 乙は、第 53 条の規定に従い本施設に搬入された処理対象物を、要求水準書に示された要件を満足するように、**関係法令等**に従って適正に処理を行わなければならない。

2 処理不適物の混入による損害が乙に発生した場合は、乙は甲に対しその理由とその因果関係を記した書類を提出の上、損害の賠償を求めることができるものとする。

3 法令等の変更に伴い処理対象物に関して変更等があった場合、増減する費用の金額は事業提案書中の数値を基準として、甲及び乙で協議して定めるものとする。

第5節 回収エネルギー、副生成物等の利用等

(回収エネルギーの利用)

第 56 条 乙は、本施設を稼働することにより発生する発生ガスを、乙が事業提案書に定めた方法により自らの責任と費用において有効利用をはかり、可能な限り本施設内での活用を図るものとする。この場合、乙は、発生ガスの発生量及び活用量等を第 47 条に規定する四半期報告書に記し、四半期毎に甲へ報告するものとする。また、甲は、必要があると認める場合は、乙に対して、発生ガスの利用状況に関する報告を求めることができるものとし、乙は、この求めに応じなければならない。

2 前項の活用にあたり、乙は発生ガスを自らの責任と費用において有価で売却し、その対価により本施設内のエネルギーを**購入することができるものとする**。この場合、乙は、発生ガスの**発生量、売却先、売却量及び売却価格等**を第 47 条に規定する四半期報告書に記し、四半期毎に甲へ報告するものとする。また、甲は、必要があると認める場合は、乙に対して、発生ガスの利用状況に関する報告を求めることができるものとし、乙は、この求めに応じなければならない。

3 第 1 項において、発生ガスの本施設内における活用の結果、余剰が生じたときは、乙は、余剰ガス及び余剰エネルギーを自らの責任と費用において有価で売却（以下「有効活用」という。）できるものとする。この場合、乙は前項に規定する報告を行わなければならない。

4 乙は前項の有効活用を行うときは、その売却先を事前に甲に通知しなければならない。売却先を変更した場合も同様とする。

5 甲は、第 3 項の有効活用において、乙に必要な協力を行うものとする。

6 第3項において有効活用を行った結果生じた収入は乙の収入とし、甲は当該収入による**整備・運営委託料**の控除は行わないものとする。

(最終処分)

第57条 乙は、処理不適物、脱水ろ液、最終残渣等については、極力資源化を図るものとし、やむを得ず最終処分しなければならない場合には、最終処分場での埋め立て処分を行うものとする。なお、このとき、最終処分場への搬入に要する費用は乙の負担とし、埋立てに要する費用は甲の負担とする。

(副生成物の有効利用)

第58条 乙は、本施設を稼働することにより発生する脱水ろ液、最終残渣等（以下「副生成物」という。）を、乙が事業提案書に定めた方法により自らの責任と費用において有効利用をはかることができる。この場合、乙は、副生成物の利用先、利用量等を第47条に規定する四半期報告書に記し、四半期毎に甲へ報告するものとする。また、甲は、必要があると認める場合は、乙に対して、**副生成物**の利用状況に関する報告を求めることができるものとし、乙は、この求めに応じなければならない。

2 甲は、前項の**有効利用**において、乙に必要な協力を行うものとする。

第6節 緊急時の対応

(事故時等の措置)

第59条 乙は、本施設に事故が発生した場合その他緊急の場合、第36条で規定される運営・維持管理マニュアルに従い、施設の緊急停止を含む被害を防止する措置を直ちに実施するとともに、的確な復旧措置を講じるものとする。

2 乙は、前項に規定する事態が発生した場合、すみやかに甲に通知するとともに、周辺環境への影響について調査しなければならない。その場合における費用負担については、甲及び乙で協議により帰責事由を明らかにした上、定めるものとする。

3 乙は、第1項に規定する復旧措置を講じた場合、すみやかに甲に通知するものとする。

4 本施設に関する重大な事故が発生した場合には、甲は調査を遂行するために、甲及び乙以外の第三者（乙の構成員及び協力会社を除く。）に調査を依頼することができる。また、乙は、第三者の行う調査に最大限協力しなければならない。

5 乙は、緊急防災マニュアルを、第36条に規定する運営・維持管理マニュアルの一部として、作成し提出するものとする。

(事故時等の運転再開に対する費用負担)

第60条 乙は、自らの責めに帰すべき事由により前条第1項の事態を招来した場合には、施設の運転再開のための修理費等の追加費用を負担するものとする。

2 甲は、自らの責めに帰すべき事由により**前条第1項**の事態を招来した場合には、施設の運転再開のための修理費等の費用を負担するものとする。

3 **前条第1項**の事態が、甲及び乙のいずれの責めにもよらない場合、施設の運転再開のための修理費等の費用の負担は、甲及び乙で協議して定めるものとする。

第7章 整備・運営委託料の支払い

(整備・運営委託料の支払い)

- 第 61 条 甲は、事業期間において、乙に対し別紙 2「整備・運営委託料の支払方法」の規定に従い、整備・運営委託料を支払うものとする。
- 2 整備・運営委託料の計算は、建設一時払金、整備割賦払金及び運営委託料の固定費相当分と変動費相当分に分割して計算するものとする。
 - 3 甲は、乙に対して、別紙 2 の規定に従い、乙の業務遂行の対価として、第 64 条第 2 項に規定する請求に基づき、当該請求書を受領した日から建設一時払金においては 40 日以内、整備割賦払金及び運営委託料においては 30 日以内（以下「支払期限日」という。）に、整備・運営委託料を支払わなければならない。
 - 4 乙は、前項の規定による整備・運営委託料の支払いが遅れた場合においては、支払期限日の翌日（同日を含む。）から当該支払の完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、年 3.6%の割合で計算した遅延損害金の支払いを甲に請求することができるものとする。この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。
 - 5 本契約が第 66 条に定める契約期間前に終了した場合は、当該四半期の運営委託料は日割りで計算して支払うものとする。

(整備・運営委託料の改定)

- 第 62 条 前条第 1 項に関わらず、業務に対する整備・運営委託料の支払額は、別紙 13「整備・運営委託料の改定方法」の規定に従って改定される。
- 2 甲及び乙は、別紙 2 に定める整備・運営委託料の算出方法で考慮されていない変動要素が生じた場合及び算出方法の前提条件とは大幅に異なる事態が生じた場合には、協議を行い、算出方法の見直しを検討するものとする。
 - 3 前項の協議は、甲又は乙からの申し入れにより実施するものとし、双方誠意をもって協議を行うものとする。

(整備・運営委託料の返還)

- 第 63 条 業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合、乙は、受領した整備・運営委託料のうち当該虚偽記載がなければ甲が減額し得た金額相当額を、直ちに甲に返還しなければならない。なお、甲は乙からの返還にかえて、未払いの整備・運営委託料からかかる返還額に相当する額を減額して支払うことができるものとする。
- 2 甲は、前項の虚偽の記載が意図的であることが判明した場合には、返還相当額の 2 倍の額を整備・運営委託料から減額できるものとする。

(建設一時払金の請求の手続)

- 第 64 条 乙は、設計・建設期間における各年度末及び設計・建設期間終了時に本施設の出来高に関する報告書を作成し、甲の確認を受けるものとする。
- 2 乙は、前項の甲の確認を得た後、これに基づいた建設一時払金の請求書を作成し、甲に請求するものとする。

(整備割賦払金及び運営委託料の請求の手続)

第 64 条の 2 乙は、管理・運営期間における各事業年度の四半期毎に当該四半期の終了後すみやかに、第 47 条に規定する四半期報告書を作成し、甲の確認を受けるものとする。

2 乙は、甲の確認を得た後、これに基づいた整備割賦払金及び運営委託料の請求書を作成し、甲に請求するものとする。

3 前項に基づく毎年第 1 四半期から第 3 四半期までの、甲から乙に対する整備割賦払金及び運営委託料の支払の総計が、処理量の変動により変動費部分の過払いとなっている場合には、甲は第 4 四半期の支払額から当該過払い額を控除して支払うことができる。

第 8 章 契約保証

(契約保証)

第 65 条 乙は、整備費の 10 分の 1 以上に相当する額を設計・建設期間における保険金額とし、乙を被保険者とする履行保証保険の保険証券を工事開始予定日前までに甲に提出した場合、甲は、契約保証金の納付に代わる担保を提供したものとみなす。ただし、甲は保険金支払請求権に対し、乙の費用で質権を設定することができるものとする。

2 乙は、運営期間中においては、契約保証の必要はないものとする。

第 9 章 契約期間及び契約の終了

第 1 節 契約期間

(契約期間)

第 66 条 本契約の契約期間は、本事業契約締結の日から平成 39 年 3 月末日までとする。

2 本契約の定めるところに従い本契約の一部が解除された場合は、当該部分は、その時点において終了する。

第 2 節 乙の債務不履行による契約の解除

(工事完工日前の契約の解除)

第 67 条 本件工事の完工日前において、次の各号の一に該当する場合、甲は、乙に対して通知した上で、本契約を解除することができる。

(1) 本件工事開始予定日を過ぎても乙が本件工事に着手せず、甲が相当の期間を定めて催告しても乙から甲が満足すべき合理的な説明がないとき。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により工事完工予定日までに本施設が完工しないとき、又は甲が、工事完工予定日経過後 30 日以内に本施設が完工する見込みがないと合理的に判断したとき。

(3) 乙が本事業を放棄し、30 日間以上にわたりその状態が継続したとき。

(4) 乙が自らの破産、特別清算、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続について乙の取締役会でその申立を決議したとき。

(5) 乙につき破産、特別清算、民事再生手続開始又は会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続が申し立てられたとき。

- (6) 乙が業務報告書において著しい虚偽の記載を行ったとき。
 - (7) 乙が重大な法令等の違反をしたとき。
 - (8) 前各号に規定する場合のほか、乙が本契約の重大な条項に違反し、客観的にその違反により契約の目的を達することができないと甲が合理的に判断したとき。
- 2 甲が、前項により本契約を解除した場合、乙は、甲との合意がない限り、甲に対して、整備費の10分の1に相当する違約金を支払うものとする。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。
 - 3 **本施設**の出来高部分が存在する場合、甲は、自己の責任及び費用において、工事対象施設の出来高部分を検査し、当該検査に合格した部分に相応する代金を乙に支払った上で、当該合格部分の所有権を全て取得するとともに不合格部分を無償で譲り受けるものとする。この場合、甲が必要と認めるときは、出来高部分を最小限破壊して検査することができるが、その理由を乙に対して事前に通知するものとする。当該取得代金の支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。
 - 4 甲は、前項に基づき合格部分を取得する場合、乙の甲に対する当該取得代金債権と第2項に基づく甲の乙に対する違約金債権とを対等額で相殺することにより、決済することができる。当該相殺後に、甲が残額を乙に支払う義務を負う場合、その支払については、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。
 - 5 第3項の規定に関わらず、甲は、本件工事の進捗状況を考慮して、事業用地の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、乙に対し、乙の責任と費用で本施設の取壊し及び事業用地を原状回復するよう請求することができる。乙が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復を行わないときは、甲は乙に代わり原状回復を行うことができ、これに要した費用を乙に対して請求することができる。
 - 6 甲が被った損害の額が第2項の違約金の額を超過する場合は、甲は、かかる超過額について乙に損害賠償請求を行うことができる。

(工事完工日後の契約の解除)

第68条 本件工事の工事完工日以降において次の各号の一に該当する場合、甲は、乙に対して通知した上で、本契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、甲の通告にもかかわらず、乙が本施設について、要求水準書等に従った運営・維持管理業務を行わないとき。
- (2) 乙が業務報告書において著しい虚偽の記載を行ったとき。
- (3) 乙が本事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (4) 乙が**自らの破産、特別清算**、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続について乙の取締役会でその申立を決議したとき。
- (5) 乙につき**破産、特別清算**、民事再生手続開始又は会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続が申し立てられたとき。
- (6) 乙が重大な法令等の違反をしたとき。
- (7) 前各号に規定する場合のほか、乙が本契約の重大な条項に違反し、客観的にその違反により契約の目的を達することができないと甲が合理的に判断したとき。

- 2 前項により本契約を解除した場合、乙は、別紙 14「整備割賦払金の償還表」に定める設計・建設業務に係る費用支払予定の残存価格の 10 分の 1 に相当する違約金を、甲に対して支払うものとする。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。
- 3 第 1 項により本契約を解除した場合、甲は、乙に対し、未払いの整備費及び履行済みの運営委託料を支払う。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、一括して払う場合は、別紙 2「整備・運営委託料の支払方法」に定める設計・建設業務に係る費用支払予定表の当該支払日以降に発生する利息を控除するものとする。
- 4 甲は、乙の甲に対する第 3 項に基づく整備費及び運営委託料債権と、甲の乙に対する第 2 項に基づく違約金支払債務とを対等額で相殺することにより、決済することができる。当該相殺後に、甲が残額を乙に支払う義務を負う場合、その支払については、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、一括して支払う場合は、別紙 14「整備割賦払金の償還表」に定める設計・建設業務に係る費用支払予定の当該支払日以降の利息を控除するものとする。
- 5 運営・維持管理業務の開始後に乙の責めに帰すべき事由により本契約が解除され、かつ、乙の責めに帰すべき事由により本施設が損傷している場合、乙は甲に対して必要な修繕費を支払うものとする。ただし、全壊、若しくは損傷がひどく修繕を施しても利用が困難と客観的に判断され、かつ、甲の被る損害額が第 2 項に規定される取得代金を上回る場合には、甲は、乙に対して、乙の責任と費用で本施設の取壊し及び事業用地の原状回復を求めることができる。乙が正当な理由なく相当な期間内に原状回復を完了しない場合は、甲が代わって原状回復し、これに要した費用を乙に対して請求することができる。また、甲は乙のかかる原状回復費用支払債権と、第 2 項に基づく甲の整備費及び運営委託料支払債務とを対等額で相殺することにより、決済することができる。
- 6 甲が被った損害の額が第 2 項の違約金の額を超過する場合は、甲は、かかる超過額について乙に損害賠償請求を行うことができる。

第 3 節 甲の債務不履行による契約の解除

(甲の債務不履行等による契約の解除)

- 第 69 条 乙は、甲が本契約に基づいて履行すべき支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、年 3.6%の割合で計算した額の遅延損害金の支払を甲に請求することができるものとする。
- 2 乙は、甲が本契約に基づいて履行すべき支払を遅延した場合で、甲が乙から請求書を受領した日から 30 日を経過しても支払いを行わないときには、甲に書面で通知し本契約を解除することができる。
 - 3 前項の規定に基づき、本件工事着手前に、乙が本契約を解除したときには、甲は、初期投資額のうち本契約の終了時まで乙が負担した費用及び当該契約の終了により基本協定締結から本契約の終了までの期間に乙が被った損害額を乙に支払った上で、設計図書その他の成果物の引き渡しを受けるものとする。
 - 4 第 1 項の規定に基づき、本件工事着手後で工事完工日前に、乙が本契約を終了させたときには、甲は、自己の責任及び費用において、本施設の出来高部分を検査した上で、当該検査に合格した部分に相応する代金、工事開始日までに乙が負担した費用、及び当該契約の

終了により基本協定締結から本契約の終了までの期間に乙が被った損害額を乙に支払った上で、当該合格部分の所有権を全て取得するとともに不合格部分を無償で譲り受けるものとする。かかる検査にあたって甲が必要と認めるときは、出来高部分を最小限破壊して検査することができるが、その理由を乙に対して事前に通知するものとする。当該支払いについては、乙に一括で支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。

- 5 前項の規定にかかわらず、本件工事の進捗状況を考慮して、事業用地の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、甲は、乙に対し、事業用地を原状回復するよう請求することができる。かかる場合において、甲が当該原状回復の費用を負担するものとする。
- 6 第1項の規定に基づき、工事完工日以降に、乙が本契約を終了させたときには、甲は、乙に対し、未払いの整備費及び履行済みの運営委託料を支払う。当該支払については、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、一括して支払う場合は、別紙14「整備割賦払金の償還表」の当該支払日以降の利息を控除するものとする。また、一括して支払わないときは、乙の会社維持に要する費用を併せて負担するものとする。
- 7 本条の規定は、乙の甲に対する損害賠償請求を妨げないものとする。

第4節 甲による任意解除

(甲による任意解除)

- 第70条 甲は、本事業の実施の必要がなくなった場合又は本施設の転用が必要となったと認める場合には、乙に対して180日以上前に通知を行うことにより、本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定に基づき、本件工事着手前に、乙が本契約を解除したときには、甲は、初期投資額のうち本契約の終了時まで乙が負担した費用及び当該契約の終了により基本協定締結から本契約の終了までの期間に乙が被った損害額を乙に支払った上で、設計図書その他の成果物の引き渡しを受けるものとする。
 - 3 第1項の規定に基づき、本件工事着手後で工事完工日前に、乙が本契約を終了させたときには、甲は、自己の責任及び費用において、本施設の出来高部分を検査した上で、当該検査に合格した部分に相応する代金、工事開始日までに乙が負担した費用、及び当該契約の終了により基本協定締結から本契約の終了までの期間に乙が被った損害額を乙に支払った上で、当該合格部分の所有権を全て取得するとともに不合格部分を無償で譲り受けるものとする。かかる検査にあたって甲が必要と認めるときは、出来高部分を最小限破壊して検査することができるが、その理由を乙に対して事前に通知するものとする。当該支払いについては、乙に一括で支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、本件工事の進捗状況を考慮して、事業用地の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、甲は、乙に対し、事業用地を原状回復するよう請求することができる。かかる場合において、甲が当該原状回復の費用を負担するものとする。
 - 5 第1項の規定に基づき、工事完工日以降に、乙が本契約を終了させたときには、甲は、乙に対し、未払いの整備費及び履行済みの運営委託料を支払う。当該支払については、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、一括して支払う場合は、別紙14「整備割賦払金の償還表」の当該支払

日以降の利息を控除するものとする。また、一括して支払わないときは、乙の会社維持に要する費用を併せて負担するものとする。

6 本条の規定は、乙の甲に対する損害賠償請求を妨げないものとする。

第5節 本事業終了に際しての措置

(事業期間終了後の本施設の運営・維持管理)

第71条 甲及び乙は、事業期間終了の3年前に、事業期間終了後の本施設の取り扱いについて協議を開始するものとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する協議の時点で、事業期間終了後も本施設の健全性が保たれ、環境要件を満たしながら本施設を運営することができ、かつ更新時期を迎える設備機器等について、更新後において最良の効果を達成できると甲及び乙が判断し、加えて本施設による事業継続を望む場合、甲は、事業契約満了までに、改修・運営及び維持管理業務に関する契約を甲と乙との間で新たに締結することができるものとする。

3 第2項に規定する委託契約を甲と乙が締結せず、甲が本施設を継続して使用する場合、乙は事業期間終了時においては、使用に支障のない機能状態で引き渡すものとし、そのために必要な計画修繕・改修等については乙の業務範囲に含まれるものとする。また、甲は、**本事業終了時**に、本施設の状態の確認を行い、その結果、本施設が使用に耐えうる状態にあることが、事業終了の要件となるが、確認の結果、本施設が継続して使用に耐えうる状態にない場合は、乙の費用による補修等を行うものとする。

4 第3項に基づき、甲が継続して使用する場合、乙は、事業期間終了までに、本施設の**運営・維持管理業務**に関して必要な事項を説明し、かつ、適宜本施設の運営及び維持管理に関する記録、要領、申し送り事項その他資料を提供するほか、積極的に引き継ぎに必要な協力を行うものとする。また、備品については、乙の責任と費用で整理することとするが、甲及び乙との協議により、必要に応じて甲が買い取る場合もあるものとする

(本事業終了に際しての措置)

第72条 乙は、理由の如何を問わず本契約が終了した場合において、事業用地又は本施設内に乙が所有又は管理する、工事材料、建設・業務機械器具、仮設物、計器・備品その他のもの(以下「当該器材等」という。)を撤去するものとする。ただし、前条第2項による場合はこの限りでない。

2 甲及び乙は、前項に規定する場合、当該器材等の処置内容について協議するものとする。この場合、乙は、必要な費用を負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき本契約の終了の場合には、撤去費用について損害賠償請求することを妨げない。

3 甲は、第1項に規定する場合、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該器材等の撤去処置を実施しないとき又は、事業用地から退去しない場合、乙に代わって当該器材等を処分し、事業用地又は本施設の修復、片付け、事業用地から退去請求その他適当な処置を行うことができるものとする。この場合、乙は、これらの措置に必要な費用を負担するものとする。

第 10 章 法令変更

(通知の付与)

第 73 条 本契約の締結日の後に法令等が変更されたことにより、本施設が設計図書に従い建設もしくは整備ができなくなった場合、本施設が本契約若しくは要求水準書で提示された条件に従って運営・維持管理業務ができなくなった場合又は本契約の履行のための費用が増加すると判断した場合、乙はその内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを甲に対して通知するものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の通知がなされた時点以降において、本契約に基づく自己の義務が適用法令等に違反することとなった場合、その履行義務を免れるものとする。ただし、当該甲又は乙は法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするように努力しなければならない。

(協議及び追加費用の負担)

第 74 条 甲が乙から前条第 1 項の通知を受領した場合、本契約に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、当該法令変更に対応するために、すみやかに本施設の設計変更及び追加費用の負担について協議するものとする。

- 2 前項の協議にかかわらず、法令変更の施行日までに本施設の設計変更及び追加費用の負担について合意が成立しない場合、甲が法令変更に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担は、別紙 15「法令変更等の場合の費用分担規定」に記載する負担割合によるものとする。

(法令変更による契約の終了)

第 75 条 本契約の締結後における法令変更により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合、本契約を解除することができる。

- 2 解除時において**本施設**の出来高部分が存在する場合、甲は、自己の責任及び費用において、**本施設**の出来高部分を検査し、当該検査に合格した部分に相応する代金を乙に支払った上で、当該合格部分の所有権を全て取得するとともに不合格部分を無償で譲り受けるものとする。この場合、甲が必要と認めるときは、出来高部分を最小限破壊して検査することができるが、その理由を乙に対して事前に通知するものとする。当該支払については、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、本施設の建設進捗程度から見て事業用地の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、甲は、乙に対し、事業用地を甲の費用において原状回復するよう請求できる。
- 3 本件工事の工事完工日以後において第 1 項に基づき本契約が解除された場合において、甲は未払いの整備費及び**履行済みの運営委託料**を乙に支払うものとする。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、一括して支払う場合は、**別紙 14「整備割賦払金の償還表」**の当該支払日以降に発生する利息を控除するものとする。また、甲は乙が運営・維持管理業務を終了させるために要する費用を乙に対して支払うものとし、その支払い方法は甲と乙が協議の上決定するものとする。

第 11 章 不可抗力

(通知の付与)

- 第 76 条 本契約の締結後の不可抗力により、本施設が設計図書に従い整備ができなくなった場合又は本施設が本契約若しくは要求水準書で提示された条件に従って運営・維持管理業務の遂行ができなくなった場合並びに本契約の履行のための費用が増加すると判断した場合、乙は直ちにこれを甲に対して書面又は口頭により通知し、その後すみやかにその内容の詳細と理由を記載した書面を甲に対して提出しなければならない。
- 2 甲及び乙は、前項の通知がなされた時点以降において、本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、その履行義務を免れるものとする。ただし、甲又は乙は不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするように努力しなければならない。

(不可抗力への対応)

- 第 77 条 不可抗力により本契約の全部若しくは一部が履行不能となった場合又は不可抗力により本施設への重大な損害が発生した場合、乙は当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、運営・維持管理マニュアルに従った対応を行うものとする。
- 2 甲は前条第 1 項に規定する通知を受けた場合、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

(協議及び追加費用の負担)

- 第 78 条 甲が乙から第 76 条第 1 項の通知を受領した場合、甲及び乙は、当該不可抗力に対応するためにすみやかに協議しなければならない。
- 2 前項の協議の結果、甲が、本施設の全部又は一部の稼働を継続可能と判断した場合には、甲及び乙は本施設の補修工事等の有無等につき協議する。なお、不可抗力が生じた日から 14 日以内に、補修工事等についての合意が成立しない場合は、甲が不可抗力に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従い本事業を継続する義務を負うものとする。
- 3 前項で本施設の補修工事等の措置が必要になった場合又はその他の損害が乙に生じた場合、甲はかかる措置の費用及び損害（ただし、第 80 条の規定により付保された保険等によりてん補された部分を除いたものとする。）を合理的な範囲で負担する。ただし、乙が善良なる管理者の義務を怠り、これにより対応措置に要する費用が増大し又は損害が拡大した場合には、かかる増加分は乙がこれを負担するものとする。
- 4 第 2 項の場合、不可抗力の発生後、本施設の全部が稼働するようになるまでの間、甲は乙との協議により固定費を見直し、必要金額を乙に支払うものとする。

(不可抗力による契約の終了)

- 第 79 条 前条第 1 項の協議により、乙の履行不能の状態が永続的と判断される場合又は本事業の継続に過大な費用を要する場合など、甲が、本施設の稼働を停止すべき事由があると判断した場合には、甲は乙に対して通知した上で本契約を解除することができるものとする。
- 2 解除時において本施設の出来高部分が存在する場合、甲は、自己の責任及び費用において、工事対象施設の出来高部分を検査し、当該検査に合格した部分に相応する代金を乙に支払った上で、当該合格部分の所有権を全て取得するとともに不合格部分を無償で譲り受ける

ものとする。この場合、甲が必要と認めるときは、出来高部分を最小限破壊して検査することができるが、その理由を乙に対して事前に通知するものとする。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、本施設の建設進捗程度から見て事業用地の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、甲は、乙に対し、事業用地を甲の費用において原状回復するよう請求できる。

- 3 本件工事の工事完工日以後において第1項に基づき本契約が解除された場合において、甲は未払いの整備費及び履行済みの運営委託料を、乙に支払うものとする。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、一括して支払う場合は別紙14「整備割賦払金の償還表」の当該支払日以降に発生する利息を控除するものとする。また、甲は乙が運営・維持管理業務を終了させるために要する費用を乙に対して支払うものとし、その支払い方法は甲と乙が協議の上決定するものとする。

第12章 その他

(保険)

- 第80条 乙は、本件工事にかかる損失や損害に備え、建設期間中、別紙16「乙が付保する保険」に定められた種類及び内容の保険を、自らの責任と費用において付保するものとし、保険契約締結後又は更新後すみやかに当該保険証券の写しを甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、運営・維持管理業務にかかる損失や損害に備え、かつ第43条に規定する損害賠償に係る債務を担保するために、運営期間中、別紙16「乙が付保する保険」に定められた種類及び内容の保険を、自らの責任と費用において付保するものとし、保険契約締結後又は更新後すみやかに当該保険証券の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、別紙16「乙が付保する保険」に規定する内容の全部又は一部を変更する場合、事前にその内容を甲に通知し、その確認を得なければならない。

(公租公課の負担)

- 第81条 乙は、本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税を負担するものとする。なお、甲は、乙に対して整備・運営委託料に対する消費税（消費税法（昭和63年法律第108号）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に定める税をいう。）を支払うほか、消費税率及び地方消費税率に係る法令変更にもなう増税分を支払う以外は負担しないものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第82条 甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得た場合を除き、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ又は担保の目的に供することができない。
- 2 乙は、構成員の変更、乙の合併、乙による新株等の発行においては、甲の事前の承諾を得なければならない。

(経営状況の報告)

- 第 83 条 乙は、本契約の終了にいたるまで、各事業年度の第 2 四半期最終日以前に、翌事業年度の予算の概要を書面で甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、本契約の終了にいたるまで、各事業年度において半期ごとに、当該事業年度の財務書類（会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類）を作成し、自己の費用で公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、当該事業年度の最終日から 3 か月以内に、監査報告書とともに甲に提出しなければならない。
- 3 甲は、当該計算書類を受領後、財務状況の健全性について確認を行うものとする。

(秘密保持)

- 第 84 条 甲及び乙は、本契約の交渉、作成、締結、実施を通じて開示を受けた相手方（本条において以下「情報開示者」という。）の営業上及び技術上の知識及び経験、資料、数値その他全ての情報であって、情報開示者が開示の時点において秘密として管理している複製物を含む情報（以下「秘密情報」という。）を、本契約上の義務の履行以外の目的に使用してはならず、また以下の各号に定める場合を除き、第三者に開示してはならないものとする。
- (1) 本事業に関して、乙の株主及び融資機関に対し開示する場合。
- (2) **前号に掲げる者**に、本事業に関して助言を行う弁護士、公認会計士及びコンサルタントに対し開示する場合
- (3) 本事業に関して甲に対して、本事業に関する助言を行う弁護士、公認会計士及びコンサルタントに対し開示する場合
- (4) 甲が定める情報公開条例その他の法令等の適用を受ける場合
- 2 以下の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。
- (1) 情報開示者から提供を受ける前に保有している情報
- (2) 第三者から正当に入手した情報
- (3) 情報開示者から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報
- (4) 本条に定める秘密保持義務に違反することなく既に公知となった情報
- 3 乙は、本事業を実施するにつき、個人情報を取り扱う場合、**関係法令等**及び稚内市個人情報保護条例を適用し、これらの規定に従うほか、甲の指示を受けて適切に取り扱わなければならない。
- 4 本条に定める秘密保持義務は、本契約の終了後も 5 年間その効力を有するものとする。

(融資機関との協議)

- 第 85 条 甲は、本事業に関して乙が融資を受ける場合は融資機関と協議するものとする。

(株主構成の変更)

- 第 86 条 **乙の株式は**、事前に書面により甲の承諾を得た場合に限り、これを譲渡、担保設定その他処分することができるものとする。

(特許権等の使用)

- 第 87 条 乙は、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の工業所有権の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する全ての責任を負わ

なければならない。ただし、甲が工事材料、施工方法等を指定した場合は、入札説明書等に特許権等の対象である旨が明記されておらず、乙が特許権等の対象であることを知っていた、又は知り得るべき場合を除き、甲が責任を負う。

(著作権)

第 88 条 乙から提出される事業提案書について、その著作権は乙に所属するものとするが、甲は、本事業に関することに限り、事前に乙に通知することなく、無償にてこれを利用することができるものとする。

第 13 章 雑則

(準拠法)

第 89 条 本契約は、日本国の法令等に準拠するものとし、日本国の法令等に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第 90 条 本契約に関する紛争については、旭川地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(疑義についての協議)

第 91 条 本契約の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲及び乙で協議の上、互いに誠意をもってこれを定めるものとする。

(雑則)

第 92 条 本契約並びにこれに基づき締結される全ての合意に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び契約終了告知・解約等は、書面により行わなければならない。

- 2 本契約の履行に関して甲及び乙の間で用いる計量単位は、本契約、入札説明書等及び事業提案書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。
- 3 契約期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び会社法の定めるところによるものとする。
- 4 本契約の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。
- 5 本契約の履行に関して用いる言語は、日本語とする。
- 6 本契約の履行に関して用いる通貨は、日本円とする。
- 7 本契約において「甲及び乙で協議」とは、必要に応じて甲と乙が協議会において協議することを含むものとする。

別紙 1 事業場所



別紙2 整備・運営委託料の支払い方法（第1、61、68、69、75、79条関係）

1. 整備・運営委託料の構成について

(1) 整備・運営委託料の構成

乙が実施する設計・建設業務に相当する対価は、**本契約**に基づき支払われる「建設一時払金」と「整備割賦払金」で構成される。

また、運営・維持管理業務に相当する対価は、**本契約**に基づき支払われる「**運営委託料**」とする。

「建設一時払金」、「整備割賦払金」及び「運営委託料」を総称して「整備・運営委託料」という。（下表参照）

表 事業者の収入及び整備・運営委託料の構成

業務名	事業者収入		収受方法	備考
設計・建設業務	整備・運営委託料	建設一時払金	建設期間に事業年度毎に出来高払い	・国庫補助金等及び起債により調達 ・物価変動による改定あり
		整備割賦払金	運営期間中に四半期毎に支払い	・金利変動による改定あり
運営・維持管理業務		運営委託料（固定費）	運営期間中に四半期毎に支払い	・物価変動による改定あり ・減額措置あり
		運営委託料（変動費）	運営期間中に四半期毎処理量に応じて支払い（ただし、処理量の変動による委託料の調整は、第4四半期で実施）	・物価変動による改定あり
	その他収入	各需要者より	収入対象物 ・余剰エネルギー ・副生成物 等	

(2) 設計・建設業務

1) 設計・建設業務に係る**費用の内訳**（整備費）

本施設の設計・建設業務の対価に相当する額は、次の費用を含むものとする。

- ア. 設計費
- イ. 土木建築工事費
- ウ. プラント工事費
- エ. 工事監理費
- オ. インフラ整備費（電気、ガス、水道、下水道、電話）
- カ. 自然エネルギー活用対策費

- キ. 環境影響調査費
- ク. 計器、備品等調達費
- サ. 各種調査・対策費
- シ. 各種手続・申請費
- ス. 建中金利
- セ. 開業費
- ソ. 金融手数料
- タ. その他必要な費用

2) 建設一時払金

建設一時払金は、甲が国庫補助金等及び起債等により調達し、建設期間にわたり出来高に応じて年度毎に支払われる。また、著しい物価変動があった場合、事業契約書（案）第 21 条第 1 項を適用する。

3) 整備割賦払金

整備割賦払金は、次の A と B を合算した額であり、設計・建設業務を行うことに対して甲が乙に支払うものとする。

A 整備費から建設一時払金を控除した額（割賦元金）

B 割賦元金を元本として、乙が提案する支払金利により 60 回の元利均等返済方式で算出される金利支払額（割賦金利）

① 算定方法

割賦元金を 60 回で元利均等払いする額。

② 支払金利

支払金利は、基準金利と乙が提案するスプレッドの合計とし、基準金利は、共同通信社より東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6 か月 LIBOR ベース 15 年物（円－円）金利スワップレートとする。

基準金利設定は、平成 24 年 4 月 2 日（月）に行うものとする。

また、本事業では、基準金利の見直しを改定の基準日である平成 34 年 4 月 3 日（月）に行うものとする。

(3) 運営・維持管理業務

1) 運営・維持管理業務に係る費用（運営費）

本施設の運営・維持管理業務の対価に相当する額は、次の費用を含むものとする。

- ア. 人件費
- イ. 補修費
- ウ. 用役費（電気、ガス、水道、下水道、薬品、副資材 等）
- エ. 運搬費
- オ. 試験・測定費
- カ. 保守点検費

- キ. S P C 事務経費
- ク. 保険料
- ケ. その他必要と考える費用

2) 運営委託料

運営委託料は、乙が本施設の運営及び維持管理業務を行うことに対して甲が支払う委託料とする。なお、運営委託料は「固定費」と「変動費」の2つに大別する。

① 固定費

「固定費」は、処理する処理対象物の量の変動にかかわらず、事業を運営及び維持管理する上で、固定的に要する費用である。該当する費用は次のとおりとする。

- ア. 人件費
- イ. 補修費
- ウ. 用役費のうち電気、ガス、水道、下水道の基本料金部分
- エ. 試験・測定費
- オ. 保守点検費
- カ. S P C 事務経費
- キ. 保険料
- ク. その他必要と考える費用

② 変動費

「変動費」は、処理する処理対象物の量の変動により増減する本施設の運営及び維持管理に係る費用である。その内訳は次のとおりとする。

- ア. 用役費のうち電気、ガス、水道、下水道の基本料金部分を控除した費用
- イ. 運搬費
- ウ. その他必要と考える費用

③ 算定方法

第1四半期から第3四半期の費用については、処理対象物を実際に処理した量（以下「実績処理量」という。）にかかわらず、当該年度に予定される処理量（以下「計画処理量」という。）の4分の1を、乙より提案された処理対象物1トンあたりの処理単価（以下「処理単価」という。）に乗じて算定を行う。一方、第4四半期の費用については、処理単価に当該年度の実績処理量に乗じて、処理対象物処理費を確定した上で、第1四半期から第3四半期の費用を控除した調整額により算定する。

なお、変動費算定の前提となる年間処理量は、処理対象物受入計画（様式6-16）で提案した量とする。ただし、算定の対象となる処理量は、投入量ではなく計量機での計測値とする。

2. 整備・運営委託料の支払い

甲は、乙に対し「建設一時払金」、「整備割賦払金」「運営委託料」を、**本契約書**の規定に基づき支払うものとする。

(1) 建設一時払金

建設期間（平成 22 年度から平成 23 年度まで）の各年度末に、甲による本施設の建設工事の出来高及び竣工に係る検査が完了した場合、速やかに甲に請求書を提出する。甲は請求を受けた日から 40 日以内に乙に対して建設一時払金を支払う。支払回数は、各年度 1 回とし、計 2 回支払う。

(2) 整備割賦払金

乙は、運営期間の各年度の 7 月 1 日以降（第 1 四半期相当分）、10 月 1 日以降（第 2 四半期相当分）、1 月 1 日以降（第 3 四半期相当分）及び 4 月 1 日以降（第 4 四半期相当分）に、甲による四半期報告書の確認を得た後、速やかに甲に請求書を提出する。甲は、請求書を受けた日から 30 日以内に乙に対して整備割賦払金を支払う。

支払回数は、毎年度 4 回とし、計 60 回支払う。なお、1 回あたりに支払われる整備割賦金は、以下の算定式により算出される金額とする。

[算定式]

$1 \text{ 回あたりの整備割賦払金} = \text{年度あたりの整備割賦払金} \times (1 / 4)$

(3) 運営委託料

甲は、乙の運営及び維持管理業務の実施状況をモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認した上で、運営委託料を支払う。

甲は、乙から四半期報告書の提出を受け、四半期（7 月 1 日以降（第 1 四半期相当分）、10 月 1 日以降（第 2 四半期相当分）、1 月 1 日以降（第 3 四半期相当分）及び 4 月 1 日以降（第 4 四半期相当分））に一度、業務状況の良否を判断し、業務報告書の受領後 14 日以内（閉庁日を除く）に乙へモニタリングの結果を通知する。当該通知の後に乙は、運営委託料の請求書を提出する。甲は、請求を受けた日から 30 日以内に乙に対して整備割賦払金とあわせて運営委託料を支払う。

支払回数は、各年度 4 回とし、計 60 回支払う。なお、1 回あたりに支払われる運営委託料は、以下の算定式により算出される金額とする。

[算定式]

$1 \text{ 回あたりの運営委託料} = \text{年度あたりの運営委託料} \times (1 / 4)$

なお、運営委託料のうち、「変動費」については、提案の前提とした計画処理量と実績処理量が異なった場合、当該年度の第 4 四半期の「変動費」で清算するものとする。

注) 運営委託料の処理単位の「トン」は、小数点以下第 3 位を四捨五入し第 2 位までとする。また、「処理単価」は百円単位とする。

(4) その他

甲が乙に対して負担すべき追加費用の支払いは、運営委託料の増額をもって行うことができる。また、乙が甲に対して負担すべき追加費用の支払いは、運営委託料の減額をもつ

て行うことができる。なお、損害賠償請求に関してはこの限りではない。

別紙3 実施設計図書概要（第1、14条関係）

1. 生活環境影響調査報告書

2. 設計図書

（1）土木建築工事関係

- ① 土地造成設計図
- ② 建築意匠設計図
- ③ 建築構造設計図（実施設計において、甲が必要と認めるもの）
- ④ 建築電気設備設計図（同上）
- ⑤ 建築機械設備設計図（同上）
- ⑥ 外構設計図（同上）
- ⑦ 透視図（パース図）（異なる2視点から各1葉）
- ⑧ 各工事仕様書
- ⑨ 各工事計算書
- ⑩ 各工事積算内訳書（見積比較表を含む）
- ⑪ その他必要なもの

（2）プラント工事関係

- ① 設計図（実施設計において、甲が必要と認めるもの）
- ② 工事仕様書
- ③ 設計計算書（実施設計において、甲が必要と認めるもの）
- ④ 工事積算内訳書
- ⑤ 建設工事工程表（建築工事を含みPERT表示とする）
- ⑥ その他必要なもの

（3）その他

3. その他必要なもの

- ① 建設期間中の緊急防災マニュアル
- ② その他

別紙4 事業日程表（第4条関係）

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1. 事業契約締結 | 平成22年3月 |
| 2. 設計・建設期間 | 平成22年4月～平成24年3月 |
| 試運転期間 | 建設期間中に180日以上 |
| 完成検査 | 平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日まで |
| 3. 完工確認 | 平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日まで |
| 運営・維持管理業務計画書の提出 | 運営開始予定日の30日前 |
| 運営・維持管理マニュアルの作成 | 運営開始予定日の30日前 |
| 4. 引渡予定日 | 平成24年3月 |
| 5. 運営期間 | 平成24年4月～平成39年3月 |
| 整備割賦払金の改定 | 平成34年4月 |
| 6. 運営期間終了後の業務に関する協議開始 | 運営期間終了の3年前 |
| 7. 事業期間の終了 | 平成39年3月31日 |

上記日程は予定とする。

別紙 5 完工確認事項（第 31 条関係）

[提案に応じて事業契約締結時までに決定する。]

別紙 6 完工時提出図書（第 33 条関係）

1. 建築本体工事

（1）完成図

- ・金文字製本（A 4 版）
- ・見開き製本（見開き A 1 版）
- ・縮刷版見開き製本（見開き A 3 版）
- ・原図（第 2 原図も可）
- ・縮刷版原図

（2）施工確認図、見開き製本

（3）構造計算書、確認申請書

（4）検査及び試験成績書

（5）本事業に係る特許一覧表

2. 建築機械設備工事及び建築電気設備工事

（1）完成図（工事中の施工確認図を含む）

- ・金文字製本（A 4 版）
- ・見開き製本（見開き A 1 版）
- ・縮刷版見開き製本（見開き A 3 版）
- ・原図（第 2 原図も可）
- ・縮刷版原図

（2）取扱説明書

（3）機器台帳（記入済）

（4）機器履歴台帳

（5）検査及び試験成績書

（6）計算書

（7）本事業に係る特許一覧表

3. プラント工事

（1）完成図（工事中の施工確認図を含む）

- ・金文字製本（A 4 版）
- ・見開き製本（見開き A 1 版）
- ・縮刷版見開き製本（見開き A 3 版）
- ・原図（第 2 原図も可）
- ・縮刷版原図

（2）取扱説明書

（3）機器台帳（記入済）

（4）機器履歴台帳

（5）検査及び試験成績書

（6）計算書

（7）本事業に係る特許一覧表

4. その他工事（外構工事、建築設備工事等）

（1）完成図（工事中の施工確認図を含む）

- ・金文字製本（A 4 版）
- ・見開き製本（見開き A 1 版）
- ・縮刷版見開き製本（見開き A 3 版）
- ・原図（第 2 原図も可）
- ・縮刷版原図

（2）取扱説明書

（3）機器台帳（記入済）

（4）特許一覧表

（5）機器履歴台帳

（6）検査及び試験成績書

（7）計算書

（8）本事業に係る特許一覧表

5. 引渡し

（1）試運転報告書

（2）軽負荷運転報告書

（3）性能試験成績書

（4）運転成績書

（5）教育訓練実施報告書

（6）パンフレット（稚内市（仮称）生ごみ中間処理施設）

（7）工事写真（サービス版）

（8）完成写真（キャビネサイズ）

別紙 7 瑕疵担保（第 35 条関係）

1. 建築工事関係（建築機械設備、建築電気設備を含む。）

引渡し後 2 年間とする。ただし、防水工事等については以下のとおりとする。

- ① アスファルト防水・・・・・・・・・・・・・・・・・・10 年 保証
- ② 塗膜防水・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 年 保証
- ③ モルタル防水・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 年 保証
- ④ 躯体防水・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 年 保証
- ⑤ 合成高分子ルーフィング防水・・・・・・・・・・5 年 保証
- ⑥ 仕上塗材吹き付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 年 保証
- ⑦ シーリング材・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 年 保証

2. プラント工事関係

引渡し後 3 年間とする。ただし、可動部分は 2 年間とする。

（注）可動部分とは、プラントを構成する各要素のうち、そのもの本来の機能を発揮させるために、機械的に連続して駆動する機構を有するものをいう。

[上記によらない場合は、事業提案による。]

表 8-1 公害防止目標(大気・騒音・振動)

	公害防止計画値		規制基準	備考
大 気	粉じん	(設備構造で対応)	(設備の構造)	大気汚染防止法 設置する設備により再 検討(ガスタービン等 を準用)
	ばいじん	0.05g/Nm ³	0.05g/Nm ³	
	硫黄酸化物	K=17.5	K=17.5	
	窒素酸化物	70	70	
	その他の有害物質			
騒 音	昼間(8:00~17:00)	60dB(A)以下	60dB(A)以下	公害防止条例 (敷地境界線上) 第3種区域(参考)
	朝・夕(6:00~8:00, 17:00~22:00)	55dB(A)以下	55dB(A)以下	
	夜間(22:00~6:00)	50dB(A)以下	50dB(A)以下	
振 動	昼間(8:00~19:00)	65dB(A)以下	65dB(A)以下	振動規制法 [振動規制法第4条一 項の規定に基づく規制 基準(敷地境界線 上)](告示) 第2種区域(参考)
	夜間(19:00~8:00)	60dB(A)以下	60dB(A)以下	
悪 臭	アンモニア メチルメルカプタン 硫化水素 硫化メチル 二硫化メチル トリメチルアミン アセトアルデヒド スチレン プロピオン酸 ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸 プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド ノルマルバレルアルデヒド イソバレルアルデヒド イソブタノール 酢酸エチル メチルイソブチルケトン トルエン キシレン	1ppm以下 0.002ppm以下 0.02ppm以下 0.01ppm以下 0.009ppm以下 0.005ppm以下 0.05ppm以下 0.4ppm以下 0.03ppm以下 0.001ppm以下 0.0009ppm以下 0.001ppm以下 0.05ppm以下 0.009ppm以下 0.02ppm以下 0.009ppm以下 0.003ppm以下 0.9ppm以下 3ppm以下 1ppm以下 10ppm以下 1ppm以下	1ppm以下 0.002ppm以下 0.02ppm以下 0.01ppm以下 0.009ppm以下 0.005ppm以下 0.05ppm以下 0.4ppm以下 0.03ppm以下 0.001ppm以下 0.0009ppm以下 0.001ppm以下 0.05ppm以下 0.009ppm以下 0.02ppm以下 0.009ppm以下 0.003ppm以下 0.9ppm以下 3ppm以下 1ppm以下 10ppm以下 1ppm以下	公害防止条例 (敷地境界線上) 悪臭防止法 [悪臭防止法第4条に 基づく規制基準(敷地 境界線上)](参考)、よ りももっとも厳しい値を 採用。

表 8-2 除害施設の設置基準(稚内市下水道条例第7条)

対 象		単 位	基 準 値
温 度		℃	4 5
水素イオン濃度 (pH)		—	5 から 9 (5.7 から 8.7)
n-ヘキサン 抽出物質	鉱油類	mg/l	5
	動植物 油脂類	mg/l	3 0
ヨウ素消費量		mg/l	2 2 0

表 8-3 特定事業者からの下水の排出基準(稚内市下水道条例第8条)

対 象		単 位	基 準 値
水素イオン濃度 (pH)		—	5 から 9 (5.7 から 8.7)
生物化学的酸素要求量 (BOD)		mg/l	6 0 0 (3 0 0)
浮遊物質量 (SS)		mg/l	6 0 0 (3 0 0)
ヨウ素消費量		mg/l	2 2 0
n-ヘキサン 抽出物質	鉱油類	mg/l	5
	動植物 油脂類	mg/l	3 0

備考：BOD、SS、pH、温度に係わる()内の数値は、製造業及びガス供給業の適用基準。

表 8-4(1) 除害施設の設置基準(稚内市下水道条例第9条)

対象	単位	基準値
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.1
シアン化合物	mg/l	1
有機リン化合物	mg/l	1
鉛及びその化合物	mg/l	0.1
六価クロム化合物	mg/l	0.5
ヒ素及びその化合物	mg/l	0.1
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/l	0.005
アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	0.003
トリクロロエチレン	mg/l	0.3
テトラクロロエチレン	mg/l	0.1
ジクロロメタン	mg/l	0.2
四塩化炭素	mg/l	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02
テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)	mg/l	0.06
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-S-トリアジン (別名シマジン)	mg/l	0.03

表 8-4 (2) 除害施設の設置基準(稚内市下水道条例第 9 条)

対象	単位	基準値	
S-4-クロロベンジン=N・N-ジエチルチオカルバマート (別名チオベンカルブ)	mg/l	0.2	
ベンゼン	mg/l	0.1	
セレン及びその化合物	mg/l	0.1	
ほう素及びその化合物	mg/l	10	
ふっ素及びその化合物	mg/l	8	
フェノール類	mg/l	5	
銅及びその化合物	mg/l	3	
亜鉛及びその化合物	mg/l	2	
鉄及びその化合物(溶解性)	mg/l	10	
マンガン及びその化合物	mg/l	10	
クロム及びその化合物	mg/l	2	
温度	℃	45	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素	mg/l	380	
水素イオン濃度(pH)	—	5から9 (5.7から8.7)	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	600 (300)	
浮遊物質(S S)	mg/l	600 (300)	
n-ヘキサン 抽出物質	鉱油類	mg/l	5
	動植物 油脂類	mg/l	30
窒素含有量	mg/l	240	
りん含有量	mg/l	32	

備考：BOD、SS、pH、温度に係わる()内の数値は、製造業及びガス供給業の適用基準。

表 8-5 稚内市廃棄物最終処分場における汚泥・焼却灰・
動植物性残渣の処理に関する性状分析項目

(○は分析項目)

	リスト No.	分析項目	分析検体・基準値		分析検体		
			単位	埋立 判定基準 (溶出試験)	汚泥	焼却灰	動植物性 残渣
有害項目 1回/年	1	アルキル水銀化合物	mg/l	不検出	○	○	○
	2	水銀及アルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.005	○	○	○
	3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.30	○	○	○
	4	鉛及びその化合物	mg/l	0.30	○	○	○
	5	有機燐化合物	mg/l	1.00	○	○	○
	6	六価クロム化合物	mg/l	1.50	○	○	○
	7	砒素及びその化合物	mg/l	0.30	○	○	○
	8	シアン化合物	mg/l	1.00	○	—	—
	9	ポリ塩化ビフィニル (PCB)	mg/l	0.003	○	—	—
	10	トリクロロエチレン	mg/l	0.30	—	—	—
	11	テトラクロロエチレン	mg/l	0.10	—	—	—
	12	ジクロロメタン	mg/l	0.20	○	—	—
	13	四塩化炭素	mg/l	0.02	○	—	—
	14	1, 2-ジクロロエタン	mg/l	0.04	○	—	—
	15	1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	0.20	○	—	—
	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	0.40	○	—	—
	17	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	3.00	○	—	—
	18	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	0.06	○	—	—
	19	1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02	○	—	—
	20	ベンゼン	mg/l	0.10	○	—	—
	21	チウラム	mg/l	0.06	○	—	—
	22	シマジン	mg/l	0.03	○	—	—
	23	チオベンカルブ	mg/l	0.20	○	—	—
	24	セレン及びその化合物	mg/l	0.30	○	○	○
	25	ほう素及びその化合物	mg/l	—	—	—	—
	26	ふっ素及びその化合物	mg/l	—	—	—	—
	27	アンモニア、亜硝酸、硝酸化合物	mg/l	—	—	—	—
生活環境 項目 1回/年	1	ノルマルヘキサン抽出物(鉱油類)	mg/l	—	○	—	—
	2	ノルマルヘキサン抽出物(動植物油脂類)	mg/l	—	○	—	—
	3	フェノール含有量	mg/l	—	○	—	—
	4	銅含有量	mg/l	—	—	—	—
	5	亜鉛含有量	mg/l	—	—	—	—
	6	溶解性鉄含有量	mg/l	—	—	—	—
	7	溶解性マンガン含有量	mg/l	—	—	—	—
	8	クロム含有量	mg/l	—	—	—	—
	9	窒素含有量	mg/l	—	—	—	—
	10	燐含有量	mg/l	—	—	—	—
1回/年	廃掃法の基準				含水率 85%以下	熱勺減量 15%以下	
	ダイオキシン類			TEQ/l	3 ng	○	○

汚泥・焼却灰を廃棄物最終処分場で処分する場合は、上記廃掃法の基準である事のほかに、それぞれ分析項目の検査結果を提示いただく必要があります。

別紙9 モニタリングの実施（第51条関係）

1. 本事業の実施状況の確認

甲は、本事業の各段階において、事業契約書に定めるところにより、定期的にモニタリングを行う。また、甲が必要と認める場合には、随時モニタリングを行う。

なお、モニタリングに要する費用は、乙側に発生する費用を除き、甲の負担とする。

(1) 実施設計モニタリング

乙は、甲が実施設計の進捗に係る資料の提出を求めた場合、その資料を提出し、甲に説明を行う。

乙は、実施設計を終えた時点で、**設計図書**を提出し、甲は、提出された図書が、事業提案書の内容及び要求水準書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

(2) 工事施工モニタリング

甲が**本件工事**の進捗について説明及び報告を求めた場合、乙は、施工状況の事前説明及び事後報告を行い、甲は工事施工状況の確認を行う。

① 工事着手前

乙は、「建築基準法」に規定される工事監理者及び「建設業法」に規定される主任技術者または監理技術者をして工事監理を行わせるが、甲は工事着手前にその体制などについて確認を行う。

乙は、**本件工事着工**に先立ち、工事実施計画を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

② 定期

甲は、定期的に工事施工状況及び工事監理の状況について確認を行う。

③ 随時

甲は、必要と認める場合には、工事施工及び工事監理の状況について確認を行うことができる。

④ 中間確認

甲は、本施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、工期中、必要な事項に関する中間確認を実施する。

中間確認の結果、工事の内容が設計図書に適合しない場合には、甲は補修又は改善を求めることができる。

(3) 工事完成モニタリング

乙は、本施設完成に先立ち、施設の性能が要求水準に適合するものであるかを確認するために性能試験を実施する。

乙は、性能試験の項目及び要領等について予め甲の確認を受ける。

本施設完成後、甲は、施設の状態が事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて、確認を行う。

確認の結果、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合しない場合には、甲は補修又は改善を求めることができる。

また、甲は、施設の引渡し前に乙が作成・提出する、運営・維持管理マニュアル、運営維持管理業務体制及び**業務計画書等**を確認する。

(4) 運営・維持管理モニタリング

① 定期

甲は、事業契約書及び要求水準書等に定める運転管理マニュアル等のおり運営・維持管理業務が行われているか否かについて、各種報告書及び施設への立入検査等により四半期毎に業務の実施状況を確認する。

② 随時

甲は、必要と認める場合には、運営・維持管理業務遂行について確認を行う。

2. 財務状況の確認（財務状況モニタリング）

甲は、財務状況について、事業契約書に定めるところにより、定期的にモニタリングを行う。また、甲と必要と認める場合には、随時モニタリングを行う。

(1) 財務状況モニタリング

乙は、毎事業年度、会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後 3 か月以内に甲に提出する

甲は、当該計算書類を受領後、財務状況の健全性について確認を行う。

3. 性能未達の場合における措置

甲は、モニタリング行った結果、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準を満足することができないと判断した場合は、事業契約書の規定に従い、乙に対し改善措置の勧告や整備・運営委託料の減額等の**措置を採るものとする**。

4. モニタリングの結果の公表

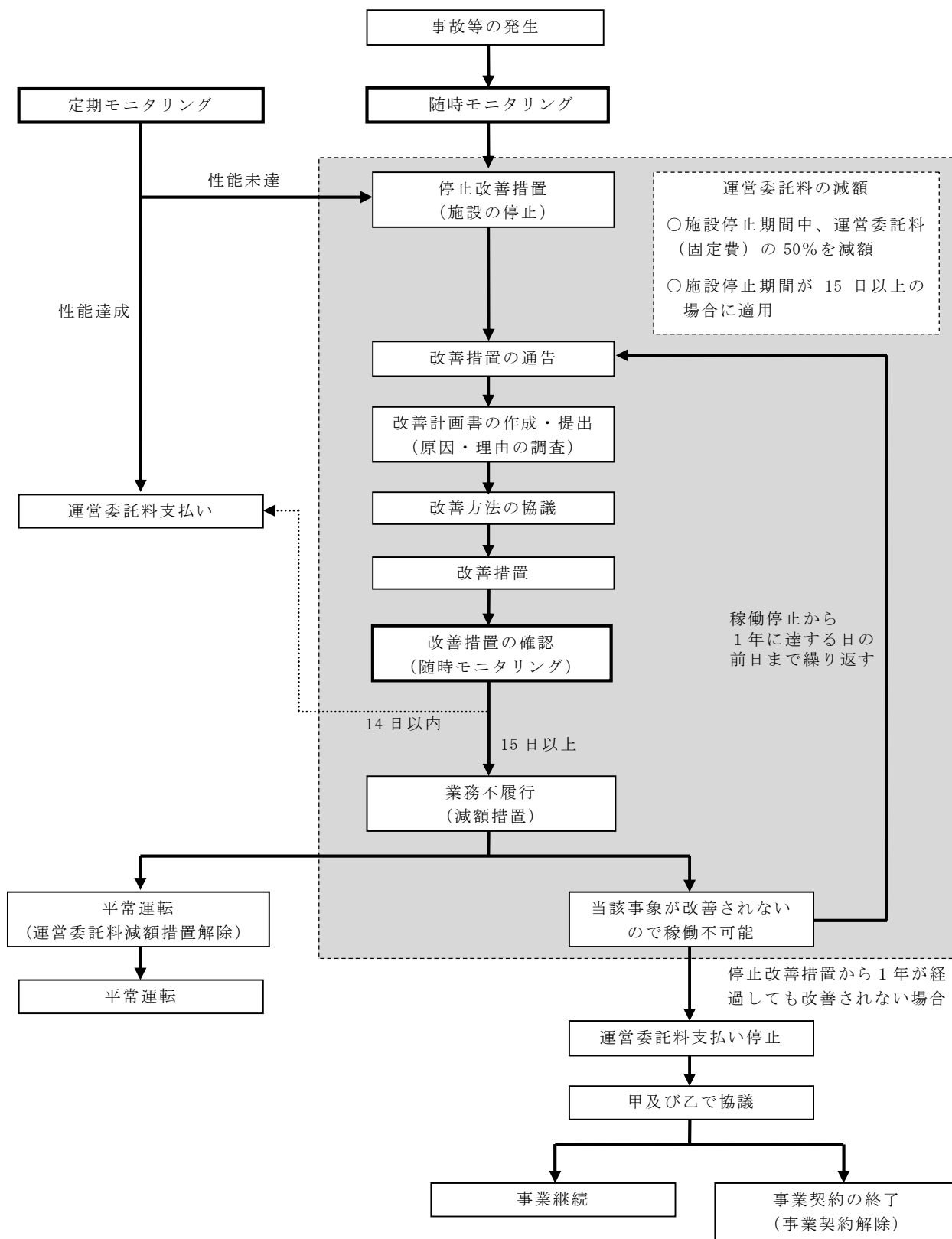
甲は、モニタリング行った結果について、結果を公表することにより乙の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある事項を除き公表を行うものとする。

別紙10 業務不履行時の措置及び運営委託料の減額方法（第52条関係）

1 停止改善措置

- (1) 停止改善措置を通告された乙は、本施設を停止状態とし、かつ、すみやかに改善計画書を作成し、同計画書に従って改善措置を講ずる。なお、乙は改善計画書を甲に提出するものとし、甲は必要に応じて改善計画書の修正若しくは再作成を指示することができることとする。
- (2) 上記（1）の改善措置後、随時モニタリングを行った結果、改善されていないと甲が判断した場合、引き続き本施設は停止状態とし、甲は、再度乙に改善措置を講ずることを通告する。
- (3) 本施設の全部が停止した日（以下「施設停止日」という。）から 15 日以上経過した場合は、甲は業務不履行と判断し、本施設の停止期間にかかる運営委託料を減額する。
- (4) 運営委託料の減額措置は、施設停止日から稼働再開日までの期間について、運営委託料（固定費）の 50%を減額するものとする。（年 365 日の日割計算により算定する。）ただし、施設停止日から定期モニタリングまでの期間が 14 日以内の場合で、最終的に 15 日以上本施設が停止していた場合には、減額措置は翌四半期の支払時に行うものとする。
- (5) 上記（1）の改善措置後、随時モニタリングを行った結果、本施設の稼働が可能であると甲が判断した場合、稼働を再開し、運営委託料の減額措置を解除する。
- (6) 本施設が改善されない状態が継続する場合は、施設停止日から 1 年に達する日の前日まで上記（1）～（2）を繰り返す。
- (7) 施設停止日から 1 年以上経過しても改善されていないと甲が判断した場合、甲は運営委託料の支払いを停止する。
- (8) 上記(7)の場合、甲は、乙と協議の上本事業を継続するか否かを検討し、継続する場合は、本施設の運営及び維持管理に関する業務を行う者を変更することができる。また、継続しない場合、甲は、本契約を解除することができる。

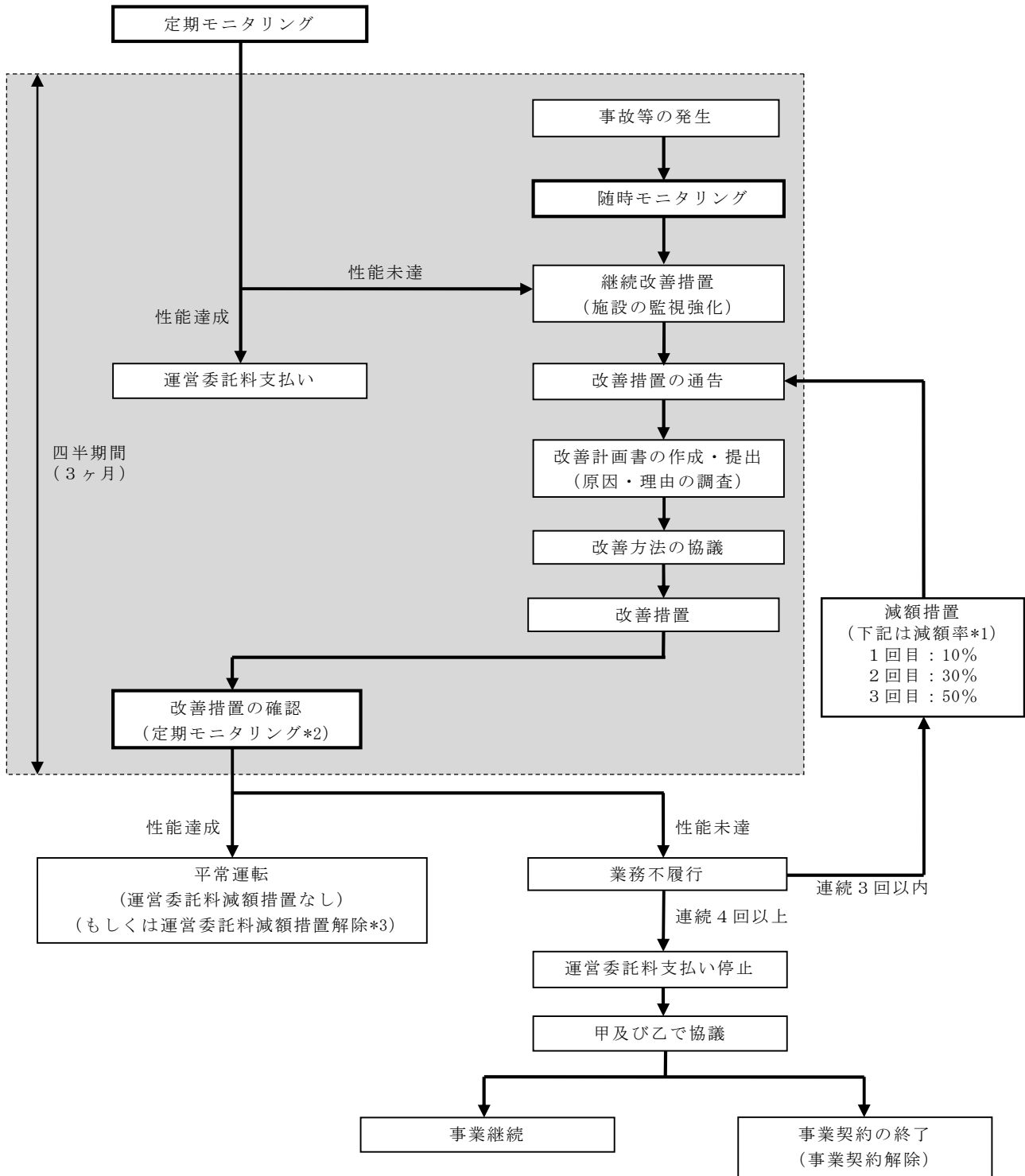
図表1 停止改善措置から平常運転復帰への流れ



2 継続改善措置

- (1) 継続改善措置とした場合、甲は、乙に改善措置を講ずることを通告する。
- (2) このとき、甲は本施設を停止させることなく乙への監視をより強化する。
- (3) 通告された乙は、すみやかに改善計画書を作成し、同計画書に従って次回定期モニタリングまでの期間において改善措置を講ずる。ただし、次回定期モニタリングまでの期間が短い場合は、双方協議するものとする。なお、乙は改善計画書を甲に提出するものとし、甲は必要に応じて改善計画書の修正若しくは再作成を指示することができることとする。
- (4) 次回定期モニタリングの結果、改善されていないと甲が判断した場合、甲は業務不履行と判断し、再度乙に改善措置を講ずることを通告するとともに、運営委託料を減額する。
- (5) 運営委託料の減額措置は、業務不履行を繰り返す毎に加算され、1回目が四半期分の運営委託料（固定費）の10%、2回目が四半期分の運営委託料（固定費）の30%、3回目が四半期分の運営委託料（固定費）の50%を減額することとする。なお、変動費については処理量に応じて支払うこととする。
- (6) 次回定期モニタリングの結果、改善が認められたと甲が判断した場合は、業務不履行と見なさず運営委託料の減額措置を講じない。
- (7) 業務不履行が連続3回以内の場合、上記(2)～(3)を繰り返す。
- (8) ただし、連続4回目の改善措置経過後の定期モニタリングの結果、更に業務不履行と甲が判断した場合、甲は、乙への運営委託料の支払いを停止する。
- (9) 上記(7)の場合、甲は、乙と協議の上、本事業を継続するか否かを検討し、継続する場合は、本施設の運営及び維持管理に関する業務を行う者を変更することができる。また、継続しない場合は、甲は、本契約を解除することができる。

図表2 継続改善措置から平常運転復帰への流れ



*1: 「減額率」とは、運営委託料（固定費）から減額する比率。対象費用は、四半期分の運営委託料（固定費）。

*2: 事故等による継続改善措置の場合で、定期モニタリングまで期間が短い場合は協議を実施。

*3: 業務改善措置を2回以上繰り返している場合。

別紙 11 処理対象物の性状等（第 53 条関係）

表 処理対象物の性状等（参考）

区 分	生ごみ	下水汚泥	水産廃棄物
種類	生ごみ (家庭系・事業系)	混合汚泥 【下水(生汚泥・余剰汚 泥)・浄化槽汚泥・し尿】	水産汚泥 52% タコ内臓 27% 廃乳 21%
搬入荷姿	ビニール袋	脱水ケーキ	
搬入方法	パッカー車 (ダンプ式)	トラック車	ローリー車 トラック車
固形分率	—	20.0%	—
含水率	80.0%	80.0%	77.6%
強熱減量	190,000mg/kg	—	—
有機分率	—	89.0%	92.7%
BOD	71,000mg/kg	—	—
CODcr	23,000mg/kg	—	—
全窒素	8,400mg/kg	62mg/g	—
全リン	1,100mg/kg	28mg/g	—
異物混入率	12%	—	7%
摘要			

別紙12 副生成物の活用等（第58条関係）

[乙の提案による]

別紙13 整備・運営委託料の改定（第62条関係）

1. 整備割賦払金の改定

整備割賦払金は、金利変動を考慮した改定を行うため、運営 11 年度目である第 41 回以降の支払いについて、基準金利の見直しを行い、残りの整備割賦払金を算定し直す。

なお、乙から提案されたスプレッドは原則見直さない。

基準金利の見直しは、改定の基準日である平成 34 年 4 月 3 日に行うものとする。基準金利は、東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6 か月 LIBOR ベース 15 年物（円-円）金利スワップレートとする。

2. 運営委託料の改定

(1) 物価変動による改定

運営委託料は、平成 25 年度以降、物価変動を考慮した改定を行う。改定は、各事業年度ごとに 1 回行い、翌事業年度の第 1 四半期の支払時より反映する。

1) 改定の対象となる費用

CA：運営委託料（固定費）のうちの人件費相当額

CB：運営委託料（固定費）のうち用役費の電気、ガス、水道、下水道の基本料金相当額

CC：運営委託料（固定費）のうち上記「CA」、「CB」を控除した額

CD：運営委託料（変動費）の処理対象物処理量あたりの単価

2) 改定対象とする価格指数

対象費用	価格指数	備考
CA	賃金指数 (毎月勤労統計調査 北海道 調査産業計)	前年度の年度平均値 (10月公表)
CB	消費者物価指数 (稚内市光熱・水道)	前年度の年度平均値 (4月公表)
CD	消費者物価指数 (北海道総合)	前年度の年度平均値 (4月公表)

3) 改定の方法

改定の対象となる価格指数の比率を算定する。このとき、価格指数比に小数点第 4 位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

算定された価格指数比をもとに下記の計算式を基に改定額を算定する。ただし、改定率の絶対値が 1.5%以下であった場合には、物価変動に基づく改定を行わないものとする。

なお、改定を行わなかった場合、前回改定した対価を前提に改定率を算定する。

①運営委託料（固定費）のうちの人件費相当額（CA）の改定方法

i) 運営初年度の支払額の改定

$$CA1 = CA0 \times (L1 / L0)$$

ただし、 $| (L1 / L0) - 1 | > 1.5\%$ とする。

ii) n 年度の支払額の改定（前年度改定を行った場合）

$$CA_n = CA_{n-1} \times (L_n / L_{n-1})$$

ただし、 $| (L_n / L_{n-1}) - 1 | > 1.5\%$ とする。

iii) 前年度改定が行われていない年度の支払額の改定

$$CA_n = CA_z \times (L_n / L_z)$$

ただし、 $| (L_n / L_z) - 1 | > 1.5\%$ とする。

CA0：契約書に規定された運営委託料（固定費）のうちの人件費相当額

CA1：運営初年度に支払われる改定後の運営委託料（固定費）のうちの人件費相当額

CA_n：運営 n 年度に支払われる改定後の運営委託料（固定費）のうちの人件費相当額

CA_z：前回改定となった運営委託料（固定費）のうちの人件費相当額

L0：契約年度の前年度の賃金指数

L1：運営初年度の支払い対象となる前年度の賃金指数

L_n：運営 n 年度の支払い対象となる前年度の賃金指数

L_z：前回改定の基礎となった年度の支払い対象となる前年度の賃金指数

※以下、各費用又は価格指数は、上記定義と同様の考え方に基づいて用いる

②運営委託料（固定費）のうちの用役費の電気、ガス、水道、下水道の基本料金相当額（CB）の改定方法

i) 運営初年度の支払額の改定

$$CB_1 = CB_0 \times (CPIU_1 / CPIU_0)$$

ただし、 $| (CPIU_1 / CPIU_0) - 1 | > 1.5\%$ とする。

ii) n 年度の支払額の改定（前年度改定を行った場合）

$$CB_n = CB_{n-1} \times (CPIU_n / CPIU_{n-1})$$

ただし、 $| (CPIU_n / CPIU_{n-1}) - 1 | > 1.5\%$ とする。

iii) 前年度改定が行われていない年度の支払額の改定

$$CB_n = CB_z \times (CPIU_n / CPIU_z)$$

ただし、 $| (CPIU_n / CPIU_z) - 1 | > 1.5\%$ とする。

CPIU_n：運営 n 年度の支払い対象となる前年度の消費者物価指数（稚内市光熱・水道）

③運営委託料（固定費）のうちの「CA」、「CB」を控除した額（CC）

運営委託料（変動費）の処理対象物処理量あたりの単価（CD）の改定方法

i) 運営初年度の支払額の改定

$$CC_1 = CC_0 \times (CPIG_1 / CPIG_0)$$

ただし、 $| (CPIG_1 / CPIG_0) - 1 | > 1.5\%$ とする。

ii) n 年度の支払額の改定（前年度改定を行った場合）

$$CC_n = CC_{n-1} \times (CPIG_n / CPIG_{n-1})$$

ただし、 $| (CPIG_n / CPIG_{n-1}) - 1 | > 1.5\%$ とする。

iii) 前年度改定が行われていない年度の支払額の改定

$$CC_n = CC_z \times (CPIG_n / CPIG_z)$$

ただし、 $| (CPIG_n / CPIG_z) - 1 | > 1.5\%$ とする。

CPIG_n：運営 n 年度の支払い対象となる前年度の消費者物価指数（北海道総合）

※「CD」の算定方法については、上記算定式の「CC」を「CD」に入れ替えて算定する。

(2) 消費税及び地方消費税の変動による改定

事業期間中に消費税及び地方消費税が変動した場合に、甲は、当該変動にあわせて変更された消費税及び地方消費税相当額を負担する。

なお、他の税制改正による改定は行わない。

別紙 14 整備割賦払金の償還表（第 68、69、79 関係）

[様式は乙の提案によるが、様式のイメージは下記のとおりとする。]

回数	支払時期	支払総額	元金	利息	残額
1	平成24年度	I			
2		II			
3		III			
4		IV			
5	平成25年度	I			
6		II			
7		III			
8		IV			
57	平成38年度	I			
58		II			
59		III			
60		IV			
合 計					

別紙15 法令変更の場合の費用分担規定（第27、45、74条関係）

法令変更	甲負担割合	乙負担割合
本事業に直接関係する法令変更の場合	100%	0%
消費税率及び地方消費税率に係る法令変更の場合	100%	0%
法人税率に係る法令変更の場合	0%	100%
外形標準課税に係る法令変更の場合	0%	100%
上記記載の法令以外の法令変更の場合	0%	100%

なお、「本事業に直接関係する法令」とは、特に本施設のサービスを提供する施設の運営・維持管理支援その他に関する事項を規定することを目的とした法令等を意味するものとし、これに該当しない税制変更及び事業に対して一般に適用される法律等の変更は含まれないものとする。

別紙16 乙が付保する保険（第80条関係）

[乙の提案によるが、以下の項目について記述予定。（下記保険は甲が指定するもの）]

1. 建設時

- (1) 建設工事保険
- (2) 請負業者賠償責任保険

2. 運営・維持管理時

- (1) 第三者賠償責任保険
- (2) プラントにかかる保険
- (3) 火災保険

[規定する内容]

- ・ 保険名
- ・ 補償リスク内容
- ・ 補償対象外リスク
- ・ 補償範囲
- ・ 補償期間
- ・ 被保険者